

総務委員会会議録

平成19年4月24日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:32

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。質疑は執行部の説明の後、部ごとに区切って行いますので、よろしくお願いします。

それでは、執行部の各課から所管事務について説明をお願いします。

○ 企画調整部長

おはようございます。企画調整部所管事務につきまして御説明いたします。所管事務調査資料の総括資料をお願いいたします。総括資料の方でございます。よろしいでしょうか。

まず、1ページの飯塚市行政機構図でございますが、一番上の欄でございます企画調整部につきましては、総合政策課、男女共同参画推進課、人権同和推進課、情報推進課、病院・老人ホーム対策室の4課1室で組織されております。

5ページをお願いいたします。飯塚市事務分掌条例でございますが、第1条の企画調整部で担当しております事務としましては、(1)の市行政の総合企画及び調整、並びに統計に関することから、(5)の地域振興に関することまでの事務をとり行っております。

それぞれの担当課の組織及び所管事務につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○ 総合政策課長

所管事務調査資料の1ページ、総合政策課の概要を申し上げます。

1番の総合政策課の組織は6名体制で、企画統計係が3名、政策担当主査2名となっております。そして、各支所総務課総務係と連携をとりながらの業務の遂行をしております。組織機構の見直しに伴い、平成19年度から総合政策課企画調整係が企画統計係に名称を変更し、統計業務を所管することになりました。また、人材育成事業が生涯学習課へ、市民交流プラザ管理、コミュニティー施策、NPO、ボランティアを市民活動推進課へそれぞれ総合政策課から移管することになりました。

2番目、所管事務の概要といたしまして、1、総合計画に関することにつきましては、現在、基本構想を議会へ御提案申し上げておるところでございます。

2番目の産炭地域振興関係につきましては、特に産炭地域活性化基金につきまして、国は新たに平成19年度から5年間の期限を設け、短期集中的に産炭地域の残された諸課題を一掃し、一般的な地域対策への移行を一層確実なものとする観点から、基金の取り崩しを認めることになっております。

3番目、行政評価システムに関することにつきましては、導入に向けての検討を行ってまいります。

2ページをお願いいたします。4番、構造改革特別区域計画に関することにつきましては、関係各課等と特区活用の可能性を研究し、推進に努めてまいります。

5番、目尾地域振興基本計画に関することにつきましては、平成17年度に計画の見直しを行いました。今後も地元住民との意見交換を行いながら、事業の推進に努めてまいります。

6番目、篠栗線、筑豊本線電化等事業に関することにつきましては、複線化要望活動など、機能強化及び利便性の向上に努めてまいります。

7番、国際交流に関することにつきましては、平成17年度に市民団体によります飯塚国際交流推進協議会が設置され、市民と行政が一体となって官民共同による国際交流の推進に努めております。また、平成18年度には県住清水谷住宅を改造し、留学生住宅として16戸を供

用開始をしております。

8番、指定統計に関することにつきましては、統計調査業務として国が委託する指定統計調査及び承認統計調査を所掌しております。

支所関係では、1番に、所管区域内における地域振興、要望等の連絡調整に関すること、2番に、指定統計に関することなど、連携して進めたいと思っております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

続きまして、病院・老人ホーム対策室について御説明いたします。資料は4ページでございます。

組織といたしましては、企画調整部長兼務の室長、主幹、主幹補の3人と、ほかに医療相談員として非常勤特別職1名の4名体制でございます。

所管事務事業の概要でございますが、病院・老人ホーム対策室の事務といたしましては、筑豊労災病院、潁田病院、愛生苑及び筑穂桜の園の基本的な条件及び運営が病院・老人ホーム対策特別委員会、議会です承されまして、今後はそれぞれの方向性に向けて関係者と連携をとりながら準備を進めてまいります。

次に、筑豊労災病院の後医療につきましては、平成19年1月31日に労働者健康福祉機構と締結いたしました筑豊労災病院の移譲に係る基本協定に基づき、平成20年4月1日より飯塚市立病院として指定管理者による管理運営を行うために、地域医療振興協会、労働者健康福祉機構、県及び飯塚医師会と協議を行いながら病院開設の準備を進めてまいります。

次に、潁田病院の将来構想につきましては、医療、福祉、保健を一体とした包括的な医療構想のもとに、潁田病院局、社会・障がい者福祉課と連携をとりながら、平成20年4月1日の円滑な民間移譲に向けて準備を進めてまいります。

次に、養護老人ホームの愛生苑の管理運営につきましては、安定した管理運営を行うために、高齢者支援課、愛生苑と連携をとりながら、平成20年4月1日の円滑な民間移譲に向けて準備を進めてまいります。

次に、特別養護老人ホーム筑穂桜の園の管理運営につきましては、現在、指定管理者制度が導入されております。社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会との10年間の管理運営の協定が結ばれておりますが、今後は効率的な管理運営に向けて高齢者支援課と連携をとりながら社会福祉協議会と協議を進めてまいります。

次の5ページをお願いいたします。各施設から報告がありました施設の概要でございます。病院関係の診療科目につきましては、19年4月現在でございます。入所状況の筑豊労災病院と潁田病院は、18年度における1日当たりの平均の外来者と入院患者の状況でございます。愛生苑と筑穂桜の園につきましては、19年4月現在の入所数でございます。

次に、職員の配置状況は、19年4月現在の各施設の職員数でございます。

収支状況の筑豊労災病院、潁田病院及び愛生苑につきましては平成17年度の収支状況、筑穂桜の園につきましては18年度の当初予算でございます。

6ページから9ページにかけて、各施設の箇所図をつけております。

以上、簡単でございますが、病院・老人ホーム対策室の所管事務の概要説明を終わります。

○ 男女共同参画推進課長

企画調整部男女共同参画推進課の所管事項について御説明いたします。所管事務調査資料の10ページをお願いいたします。

男女共同参画推進課は、課長以下、職員4名、嘱託職員1名の合計5名で構成されております。なお、そのうち嘱託職員及び業務係長計2名の職員につきましては、コミュニティセンター内男女共同参画推進センターで勤務しております。

では、所管事務事業についてでございますが、1、男女共同参画推進条例につきましては、

諮問しておりました男女共同参画推進委員会から答申されました条例案について、6月の議会に上程させていただき、御審議いただきまして、制定をお願いしたいというふうに考えているところでございます。条例の制定は、男女共同参画のまちづくりへの市の姿勢を示すとともに、市、市民、事業者等が共通の理解、認識を持ち、その実現に向け一体的な取り組みをしようとするものでございます。

2の男女共同参画計画につきましては、男女共同参画の促進に関する政策につきまして基本的な計画を定めるものであり、現在、飯塚市男女共同参画推進委員会において、平成19年度を初年度とします平成28年度までの計画を策定しているところでございます。

3の推進体制につきましては、総合的、効果的な男女共同参画の推進を図るため、市民代表による男女共同参画推進委員会、また、行政内部の組織といたしましては、協議会及び各課1名の推進委員を設置するなど、推進体制を整備しているものでございます。また、市長の附属機関でありますこの男女共同参画推進委員会におきまして、男女共同参画計画の調査、審議、答申をいただき、また、その振興管理をしていただくこととなります。

次に、4の情報収集及び広報につきましては、国、県、関係機関等からの情報について、関係施設、機関等で提供するとともに、随時市報による広報啓発を行っているところでございます。また、定例的に発行しております情報誌サンクスにつきましては、関係機関に配付するとともに、隣組までの回覧など、市民への情報提供と啓発に努めているところでございます。

次に、5から7までがコミュニティセンターの3階に設置しております男女共同参画推進センター、愛称サンクスと申しますが、ここで行う業務でございます。学習交流室など、男女共同参画推進センター施設の利用許可等の業務、使用料の徴収等行いますとともに、男女共同参画の実現のための具体的な活動の拠点として、講座の開催、啓発事業や、女性弁護士により法律相談等を行っております。また、関係団体との交流、支援に関しましては、活動団体をセンター登録団体として認定しております、センターの施設の1室、準備室を団体の交流作業の場として開放しております。また、情報資料の提供を行うとともに、共催して講座等の開催を展開しております。また、事業費補助金につきましては、推進講座等の事業費を交付いたしまして、講演会、研修会等を共催して実施しているところでございます。

以上、簡単でございますが、男女共同参画推進課の説明を終わります。

○ 人権同和推進課長

人権同和推進課の所管事項の概要について御説明いたします。所管事務調査資料の11ページをお願いいたします。

まず、組織であります。人権同和推進課は、職員7名、嘱託職員9名の合計16名で組織されております。

所管事務事項の概要でございますが、1、人権同和政策の総合企画及び調査に関することについては、地域改善に係る特別措置失効後の一般対策での必要施策の検討、実施と事務を行っております。

2、人権同和对策事務に関することについては、同和地区に設置しています集会所37カ所、納骨堂30カ所の維持修繕の業務を行っております。

3、関係団体の連絡調整に関することについては、人権同和问题解決の取り組みを行っている運動団体に対しまして、その運営及び活動資金を補助金として交付しているとともに、行政と連携して人権同和の解決に取り組む必要から、運動団体との連絡調整の業務を行っております。

4、人権啓発に関することにつきましては、人権同和问题解決の取り組みとして重要な啓発のため、企画調整を関係各課と連携をとりながら業務を行っております。

5、同和会館及び人権啓発センターに関することについては、市内にあります同和会館2館、人権啓発センター2館の管理運営やそれぞれの館の隣保館事業の実施、それに伴います使用申

請の許可業務、補助金等の業務を行っております。

6、不良環境地区の改善業務に関することにつきましては、市内20カ所の低環境地域の集会所の維持、修繕にかかわる業務を行っております。

7、人権擁護委員に関することにつきましては、人権擁護委員の推薦についての事務手続及び飯塚人権擁護委員会協議会に対する補助金交付の手続業務を行っております。

8、住宅新築改良資金に関することにつきましては、現在、返還中の方への納付書の発行及び収納管理、滞納者に対する督促、催告等の業務を行っております。

以上、簡単でございますが、人権同和推進課にかかわります所管事務の概要の説明を終わります。

○ 情報推進課長

資料の12ページ及び13ページをお願いいたします。

情報推進課は、情報管理係と情報広報係の2係で組織されておまして、職員数は10名でございます。

まず、情報管理係の業務について説明いたします。まず、1つ目の大きな業務は、行政内部基幹業務の住民基本台帳システムや税システムなどの電算処理、ホストコンピューターによる集中管理方式で行っております。また、合併時に本庁と総合支所や各出先機関との庁内LANを整備いたしまして、職員1人に1台の端末を配付して各業務を行っております。現在、約1,500台の端末が稼働しております。

2つ目は、各課が導入しています電算システムの開発支援や、庁内LANを活用した事務の効率化を図るための技術支援を行っております。また、庁内に設置している電子計算組織運営委員会や情報化推進会議等での検討をもとに、電子自治体構築に向けた取り組みと庁内の情報化の推進を行っております。

情報管理係の3つ目の事務は、福岡電子自治体運営協議会についてですけれども、これも福岡県が県内市町村の電子自治体化を支援することによって、行政運営の効率化と住民サービスの向上を実現することを目的に、平成14年10月31日に設立された組織で、現在では電子申請システムなどの開発に向けた検討が行われております。

次に、情報広報係の業務について説明いたします。

当係は、地域情報化の推進と広報いづかの編集発行を主な業務としております。地域情報化につきましては、次のような業務を行っております。新市発足時に1市4町それぞれで管理しておりましたホームページの情報を一元的に集めたホームページを開発いたしました。現在、市民に役立てていただける情報といたしまして、インターネットでは各課の行政情報や観光や祭りの情報を日々更新しておりますし、例規の検索と閲覧、それから、議会の会議録の情報提供を平成18年6月から提供しております。平成18年度は約40万件のアクセスがっております。

広報いづかにつきましては、毎月1日に約5万部発行することにしております。内容は、市の行事、年金、女性政策や福祉などの行政情報及び国や県の情報を掲載しておまして、広く市民の行政への理解と協力を得るように心がけております。編集は、平成8年度からパソコンによる編集システムを導入して効率的な発行に努めております。また、平成13年度からは、本市のホームページに広報のお知らせ記事とPDF版を掲載して、行政情報の提供に努めております。

以上、情報推進課の所管事項の概要の説明を終わります。

○ 総務部長

続きまして、総務部の所管事項について御説明を申し上げます。

総務部の担当事務といたしましては、総括の5ページに上げておりますように、市議会に関すること、あるいは文書法制、消防、人事、財産の取得、契約等が所管事務でございます。そ

の処理するために総務課、人事課、契約課、管財課の4課で構成しておるところでございます。
内容につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 総務課長

総務課所管事項の概要について説明いたします。資料の14ページをお願いいたします。

総務課の組織につきましては、現在、課長1名、課長補佐1名、総務係に係長以下7名、うち嘱託職員2名が防災担当として配置されております。文書係に係長以下4名、うち市誌編纂のための専任の嘱託職員が1名配置されております。法制係に係長以下2名の職員が配置されております。

なお、各支所につきましては、総務課総務係が担当いたします。

総務課の所管事務事業につきましては、まず1番目に庁舎の維持管理業務がございます。中でも昭和31年建築の庄内支所及び昭和38年建築の本庁舎につきましては、建築をかなりの年数が経過して、老朽化が進んでいるところでございます。

なお、本年度から事務室、廊下、駐車場等の日常清掃は職員で行っております。

次に、2番目の消防団につきましては、現在、5方面隊28分団、団員定数1,286名、充足1,150名で運営を行っております。消防自動車につきましては、年次計画で2台ずつ更新しているところでございます。また、消防団員の定数確保につきましては、消防団の活性化と魅力ある消防団づくりに努力しているところですが、本年度は活動服、アプロキャップ等の一新を図りまして、より魅力ある消防団づくりに努力していこうというふうを考えておるところです。

3の防災につきましては、5月25日の防災会議までに水防計画原案を策定する予定でございます。なお、地域防災計画は合併前の市町においてそれぞれ策定しておりましたが、今回、全市的な新たな地域防災計画を平成18年度から19年度にかけまして策定することとしております。

防災に関する施設の整備につきましては、平成15年に発生しました7・19水害を教訓といたしまして、市内7カ所に河川監視カメラも設置を行い、防災体制の強化を図っております。

4の防災センターにつきましては、平成15年5月に落成しておりますが、本年度からは月曜日から金曜日までの平日、10時から18時まで毎日開館する予定でございます。ここに嘱託の職員を1名、専任の職員を配置しております。

5の公平委員会につきましては、現在、委員3名で不定期開催ということになっております。本年度は大体2回程度開催する予定にしております。

それから、6の固定資産評価審査委員会につきましては、委員9名で運営しております。こちらにつきましても不定期開催でございます。昨年度は7回の開催をしております。

7の情報公開に関しましては、市が保有いたします情報の公開及び個人情報の保護等に関して必要な事項を定めまして、住民の知る権利の保障と基本的人権を擁護するとともに、市政への参加を促し、もって開かれた行政の確立と民主的な市政への発展に寄与することを目的として制度の運用を行っておるところです。現在、個人情報保護審査会委員5名、それから情報公開審査会委員5名、それから個人情報保護審議会委員9名で運営をしているところでございます。

8の市議会の召集、その他議会との連絡調整につきましては、執行部の窓口といたしまして、議会開催前に告示を行い、議長及び各議員並び各部課長あてに召集の通知等を行っておるところです。

それから、9番目の市議会に提案する事項の審査及び審議につきましては、議案等の合議を受けたときに、議案内容等について審査を行いまして、議案書の作成を行っております。

それから、10番目の不服申し立て及び訴訟につきましては、現在係争中の訴訟が4件、不服申し立ては昨年度は実績はゼロ件でございました。

それから、11番目の条例、規則、その他例規及び重要な規約等の審査に関することにつきましては、合議の段階でその内容等につきまして審査を行っているところでございます。

それから、12番目の他部、課の主管に属さない事項に関することにつきましては、主に暴力追放、生活安全、あるいは防犯、非核平和事業、そういった団体等への補助金の交付等を行っております。

それから、13番目の市史編さんに関することにつきましては、1市4町合併後の市誌を編さんするために、各種資料の収集、整理、草稿の作成、編集等の事業を平成21年度までの4年間をめどに実施しておるところでございます。

14番目の自衛官募集につきましては、自衛隊からの要請によりまして、自衛官募集記事の市報掲載、ポスター掲示等の広報を行っているところでございます。

なお、支所関係といたしましては、支所総務課総務係におきまして、以上の事務事業のうち、ここに記載しておる事務を行っておるところでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 人事課長

人事課の所管事項の概要について御説明を申し上げます。

人事課につきましては、職員体制が、嘱託職員1名を含めまして17名。課長以下、課長補佐、それから、今回から秘書室として政策担当の秘書を2名配置、1名は主査級でございます。また、秘書係が係長1名と担当1名、人事担当主査が1名、職員係が係長1名と一般職員が7名でございます。それから、人材育成係が係長以下3名という体制でございます。それから、各支所に総務課の総務係が関係する業務を行ってもらっております。

所掌事務の概要でございますが、人事課の事務といたしましては、秘書室、ここが特命課題への対応に関する事、市長等の秘書に関する事、並びに人事担当の方で職員の任免、それから人材育成、職員係で職員の給与の支給及び福利厚生に関する事等を所掌をいたしております。今年度新給料表への切りかえを実施いたしましたところでございます。それから、先ほど申しましたが、秘書室を今年度から設けまして、政策担当の秘書、これを配置することで市長の意向を速やかに市政に反映させるという体制を総合政策課と連携しながら行っていく所存でございます。

また、行財政改革、これに基づきます定員管理、これに積極的に取り組んでおりますし、人材育成計画、これをもとにいたしました人材育成、人事評価制度の本格導入、これに向けた研修を実施いたしております。

次に、各係の主な事務の分掌として、政策担当、秘書係、人事担当、職員係、人材育成等々を記載をいたしております。特に職員係では、健康管理ということでメンタルヘルス、これに取り組みを強化をいたしておるところでございます。

それから、17ページでございます。ここに職員の配置数を記載をいたしております。市長部局、それから企業局、行政委員会等々の部長級以下の職員総数を記載をいたしております。4月16日現在で1,129名、条例定数は1,227となっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 契約課長

契約課の所管事項の概要について御説明いたします。資料の18ページをお願いします。

契約課の組織でございますが、工事契約係と物品契約係の2係で構成され、課長以下11名で事務の執行をいたしております。

次に、3の(1)でございますが、工事契約係の主な事務内容につきましては、競争入札参加者の資格審査に関する事、1件130万円以上の工事の業者選考、入札及び契約に関する事、同じく1件50万円以上の建設コンサルタント委託業務の業者選考、入札及び契約に関する事などでございます。

次に、(2)の物品契約係の主な事務内容につきましては、同じく競争入札参加者の資格審査に関する事、1件50万円以上の役務委託の業者選考、入札及び契約に関する事、同じく1件10万円以上の物品購入の業者選考、入札及び契約に関する事、それから、備品の管理及び不要物品の処分等が主な事務内容でございます。

なお、契約事務につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、入札、契約情報の公表等により、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除等に努めております。また、今年度より談合の防止を図る観点から、談合があった場合における請負契約の解除及び請負金額の10分の2相当額の賠償金支払い義務を請負契約締結時に特約条項としてうたっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 管財課長

管財課の所管事務の概要について説明をいたします。資料の19ページをお願いいたします。

管財課は、管財係1係にて、課長以下11名の職員で所管事務を行っております。そのうち嘱託、再任用は4名おります。

その主な事務の内容ですが、市有財産の総括的な管理、指導を初め、財産の取得及び処分、市有林、普通財産の管理、庁用自動車の集中管理に関する事でございます。また、各支所においても総務課総務係で市有財産の申請受け付け事務及び連絡調整、支所における庁用自動車の集中管理及び配車を行っております。

次の20ページから22ページの表は、市有普通財産一覧表を添付いたしております。面積300平方メートル以上で、現在貸し付け等により活用している以外の物件を掲載いたしております。全体で56件、約61万6,000平方メートルとなっております。内容については省略をさせていただきます。

なお、23ページから39ページに箇所図を添付いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○ 財務部長

おはようございます。次に、財務部の所管事務の概要について説明いたします。

まず、総括の資料の1ページの体制でございます。財務部はここに書かれておりますように、1室3課、私を含めまして55名で事務を行っております。

なお、所掌します事務は、同じ資料の5ページに掲げておりますように、(1)の市の予算のところから、4番の市税に関する事、これが財務部の所管事務でございます。

なお、それぞれにつきましては、所管の方から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○ 財政課長

所管事務調査資料の40ページをお願いいたします。

財政課の所管事項についてでございますが、組織といたしましては、1課1係で、担当職員を含めまして7人体制であります。

概要の主なものについてでございますが、まず予算の編成につきましては、通常3月の定例の市議会で審査を行っていただいております当初予算と補正予算を必要に応じて編成いたしております。

決算統計事務につきましては、全国統一した様式により総務省に報告しておりますが、総務省が集計した後に全国平均や類似団体の数値などが示されておりますので、行財政運営の参考となっております。

なお、平成17年度の決算統計上は、旧1市4町の3月25日までの決算と新市の6日分の決算を合算し、若干の修正を行い、合併後の新市の計数となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税とがありますが、年間を通じて基礎数値の調査があり、普通交付税は7月に、特別交付税は3月に決定されます。合併団体の普通交付税につきましては、合併算定外の措置がとられておりますので、旧団体ごとの算定と新団体での算定、都合6団体の算定を15年間行っていかなければなりません。

そのほか、財政状況の報告、市債の借り入れ、基金の総括管理、各種財政統計の調査報告などを行っております。

次に、財政に関する資料を提出させていただいております。41ページの平成17年度決算状況でございますが、これは先ほども説明いたしましたように、旧1市4町の3月25日までの決算と、新市6日分の決算を合算したものでございます。左側の中段ぐらいでございますが、歳入の合計額は614億5,900万円、丸めて100万円単位で説明させていただきます。

うち経常的に収入が見込め、使い道が限定されていない経常一般財源と、一つ右側の計数でございますが、280億4,700万円でございます。一番下の歳出合計額は594億5,600万円、性質別の人件費、扶助費、公債費を合せました義務的経費、若干上の括弧書きで合計します数字ですが、285億1,400万円と、構成比で48%となっております。

財政の弾力性を示します経常収支比率は、経常的に収入が見込める一般財源のうち、どのくらい経常的に支出する経費に充当したか、充てたかを示す計数でございますが、101.8%となっており、経常的な収入で経常的な経費に充てる一般財源が賄えない状態になっているということで、非常に硬直した財政構造となっております。

財政力を示します財政力指数、右の下から21行目ほどなんですが、これが0.5となっており、標準的な財政運営を行うのに約半分程度の財源しか独自で確保できていないという状況の数字となっております。

また、17年度決算より新しく導入されました実質公債費比率、これ財政力指数の6行下ぐらいですが、この数値が18%を超過しますと、起債の許可が必要になります。本市の場合13.4%でありますので、県の同意のみで起債の借り入れができる状態であります。

次のページをお願いいたします。財政指数などの推移を平成8年から17年度まで10年間を示したものでございます。この指数につきましては、合併前の1市4町のそれぞれの計数を合算して算出したものでございます。主なものは、まず歳入歳出につきましては550億から600億円程度で各年度推移しております。

13行目ほどの標準財政規模でございますが、これは標準的な一般財源をあらわしたもので、税、譲与税、普通交付税などを合算したもので、平成12年度の315億8,700万円から、三位一体改革などの影響によりまして、17年度では280億600万円と減少傾向となっております。

次に、すぐ下の財政力指数ですが、これは先ほども申しましたように、財政の力を示すもので、1に近いほど財政力があり、1を超えると普通交付税の交付を受けない団体となります。本市の場合、平成13年度0.452から、平成17年度0.501と好転しているような数字となっておりますが、これは国の施策の中で交付税の一部を赤字地方債に移しかえたことなどによるもので、決して財政力が向上しているという状況ではありません。

次に、6行下の経常収支比率でございますが、平成11年度の85%から平成17年度は101.8%と上昇しております。

次に、積立金でございますが、これは基金のうち、運用基金を除きました基金を合計したもので、13年度の168億2,600万円から、17年度は103億3,500万円と減少いたしております。

反対にその下の減債高、これは地方債の残高を記載いたしましたものでございますが、17年度は642億2,300万円と年々増加いたしております。この増加の一因といたしましては、国の施策によりまして交付税の一部が臨時財政対策債に振りかえられている、こういうものも増

加の要因になってきております。

それと、下から2行目の普通会計の職員数でございますが、この数を見ていただきますと、平成8年度は1,323人から、平成17年度は1,018人と減少いたしております。

次の市町村財政比較分析表でございますが、これは平成16年度より総務省が決算の数値を類似団体と比較しやすいように統一した様式を示したものでございます。これは全体がそろいますと、総務省のホームページにも掲載されるようになったものです。

なお、比較する類似団体につきましては、平成16年と17年度、区分の変更がありまして、本市は人口10万から15万人、産業構造が2次、3次が95%以上、かつ3次が65%以上に区分されます3の3に区分されます。全国で35団体が同じ区分となっております。本市と同じ類似団体を表に示しております。この団体を見ていただきますと、関東、関西の大都市近郊の都市が大部分となっております。一部北海道、九州、沖縄がありますが、大部分が大都市周辺の都市となっております。

この分析表は、財政力など7項目について、類似団体での最大値、平均値、最小値、類似団体の順位、全国市町村の平均値、福岡県の平均値をそれぞれ記載いたしております。この中で給与水準の適正度、これラスパイレス指数で基準をとっておりますが、これを除いて、他の項目については、いずれも類似団体と比較いたしまして下位に位置しております。特に財政力指数、経常収支比率、それと右側の一番上の人口1人当たり地方債現在高、この辺につきましては、35団体中34位ということで、下位に位置しております。

こういうことから行革の取り組みなどによりまして、この数値を向上——向上といいますが、好転させていかなければならないというふうに考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○ 行財政改革推進室主幹

資料の43ページをお願いいたします。

行財政改革推進室の組織でございますが、行財政改革推進室長以下4名の職員で事務をとり行っております。

次に、所管事務事業の概要でございますが、まず1点目といたしまして、行財政改革の推進、事務改善に関することでございます。昨年11月6日に行財政改革推進委員会からの答申及び意見提言書を尊重し、行財政改革推進本部において行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画を策定いたしました。大綱等を計画的かつ着実に実施していくための振興管理を関係各課と連携しながら行っていくことといたしております。特に合併により増加しました公共施設等につきましては、その必要性、効率性、有効性の検証を行い、廃止、統合、改善、有効利用と公共施設のあり方全般について検討協議を行う必要があることから、行財政改革推進委員会の下部組織といたしまして、公共施設等のあり方検討部会、仮称でございますが、早急に設置する予定にいたしております。

次に、合併に係る未調整事項に関することでございますが、合併協議会において事務事業の協議、調整が完了していない、新市において調整する、新市において新たに制定するなどの未調整事項や、暫定措置として一定期間継続している事業などにつきましては、昨年度に引き続きそれぞれの担当部署と連携を図りながら統一、平準化に向けた協議、調整を行っていくことにいたしております。

以上、簡単ですが、行財政改革推進室の所管事項の概要についての補足説明を終わります。

○ 課税課長

資料の44ページをお願いします。財務部課税課は、1課4係、職員数26名で組織しております。各支所につきましては、総務課税務係、4支所で17名を配置しております。

次に、主な業務内容について御説明いたします。地方税法、市税条例に基づき適正な課税及び公平な税負担に基づく事務事業を実施しているところでございます。

最初に管理係であります。軽自動車税の賦課に関する事、税証明に関する事、課の予算、決算に関する事。次に、市民税係ですが、個人市民税の申告受け付けに関する事、市民税賦課に関する事。次に、固定資産税第1係ですが、土地の調査、評価に関する事、固定資産税の賦課に関する事。最後に、固定資産税第2係ですが、家屋償却資産の調査に関する事、固定資産税の賦課に関する事でございます。支所につきましては、課税関係といたしまして、市税、諸税に関する申告に関する事、固定資産の調査に関する事、証明等の発行等を行っております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 納税管理課長

資料の45ページをお願いいたします。納税課の所管事項の概要を説明いたします。

納税課の組織は、本年度は納税管理係が課税課の方に移管になりまして、納税係13名、それと特別滞納整理担当主査2名、それと課長補佐と課長で計17名体制となっております。

次に、所管事務事業の概要でございますが、市税、国民健康保険税の徴収事務を行い、さらに市税及び保険税の滞納税に係る滞納整理、滞納処分を行っております。マスコミ等では全国的に景気が上向きになっておると報道されておりますが、地方においてはまだまだ景気低迷は続いており、特にこの地元の筑豊では全然そういうのが見えません。そういう中で、税源移譲等も踏まえ、税収確保に向け、本庁納税課職員及び支所税務職員一丸となって事務の推進に努めているところであります。

納税係の主な業務は、1、市税、保険税及び附帯金の徴収及び収納に関する事、2、納税意識の啓発普及に関する事、3、滞納処分及び執行停止に関する事、4、不能欠損処分に関する事、5、交付要求に関する事、6、差し押さえ財産保管及び整理に関する事、7、徴収の嘱託及び受託に関する事、8、市税収入後の整理に関する事、9、督促状の発行に関する事、10、過誤納金の還付充当に関する事、11、公売に関する事、こういう業務を行っております。

次に、特別滞納整理担当につきましては、納税職員については自治会ごとに区域を分けて担当させておりますけど、この中でどうしても悪質滞納者等の徴収がかなり困難になってきておりますので、この特別滞納整理担当2名につきましては、フリーの形で各自治会あたりでの悪質滞納者の分を中心に滞納整理をさせていくということにいたしております。あとは、それに伴ってほかの職員と同じ業務をやる部分もあります。

それと、支所関係につきましては、本庁で集約しております交付要求に関する事、市税収入後の整理に関する事、督促状の発行に関する事、これ以外については、もう本庁と同じ業務をいたしております。

次に、46ページに資料といたしまして、市税徴収実績を過去5年間の実績を上げております。それから、47ページに国民健康保険税徴収実績を、これも過去5年間を計上させていただいております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○ 会計管理者

会計課の所管事務の概要について御説明いたします。

まず、最初に昨年の地方自治法の改正に伴いまして収入役を廃止して、会計管理者を置くことになりました。

では、48ページをお願いいたします。組織について、地方自治法第170条の規定に基づき、会計管理者に属する事務を処理するために会計課を設置しております。本庁は、会計課に会計係、審査係の2係を配置し、10名体制で会計事務を行っております。また、各支所におきましては、総務課の職員が兼務で会計事務を行っております。

次に、会計事務の主なものとしては、本庁では現金の出納及び保管に関する事、有価証券

の出納及び保管に関すること、支出負担行為及び支出命令書の審査確認に関すること、決算に関することなどでございます。支所では、現金の出納及び保管に関することと、窓口払いに関することなどの所掌事務を行っております。

そのほかに、地方自治法の規定に基づき、指定金融機関を指定するとともに、収納代理金融機関として9行を指定しております。また、指定金融機関並びに収納代理機関の定期検査を実施しております。指定金融機関及び収納代理機関以外に、郵便管掌において自動振り込みによる公金収納の取り扱いを行っているところでございます。

簡単でございますが、以上で会計課に関する所管事務の説明を終わります。

○ 選挙管理委員会事務局長

続きまして、選挙管理委員会事務局所管事務の概要について御説明いたします。資料の50ページをお願いいたします。

選挙管理委員会事務局の組織につきましては、総務課長を併任の事務局長1名、同じく総務課長補佐併任の事務局次長1名と、専任の書記1名及び文書係長以下3名の職員が併任書記として配置されております。各支所におきましては、各支所の総務課長、総務係長及び総務係職員1名の計3名が同様に書記に併任されております。また、選挙管理委員会委員といたしまして4名の委員がおられます。

所管事務事業の主なものにつきましては、国政選挙、また地方選挙の執行、あるいは農業委員会委員選挙、久保白ダム土地改良区総代選挙、穂波土地改良区総代選挙などがございます。近年、全国的に投票率の低下が深刻となっておりますので、飯塚市におきましても選挙時の啓発にとどまらず、成人式に記念品を配布する等いたしまして、啓発に努め、投票率の向上を図っておるところでございます。

なお、支所関係では、支所総務課総務係におきまして3名の選挙管理委員会事務局書記が併任されておりますので、以上の事務を協力して行っているところでございます。

それと、申しわけございません。50ページの資料の組織のところ、文書統計係となっておりますが、これは文書係の誤りでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 監査事務局長

それでは、監査事務局の所管事務の概要について説明させていただきます。所管事務調査資料の51ページをお願いいたします。

1の監査事務局の組織でございますが、監査委員の事務を補助する職員といたしまして、局長以下5名の職員が配置されております。

次に、2の所管事務事業の概要でございますが、監査事務を3つに区分いたしております。まず、(1)の監査に関することを1の定期監査からマル11の請願の措置としての監査まで11項目、次に、(2)の検査に関することを例月現金出納検査の1項目、次に、(3)の審査に関することを、決算審査及び基金運用状況審査の2項目に区分いたしております。また、それぞれの監査事務の執行にかかります根拠法令名及び監査の範囲等を記載いたしております。

なお、監査の結果報告につきましては、市長、議会及び関係執行機関に行っております。

なお、この監査事務の執行につきましては、年間監査実施計画により実施するものでございます。

ただ今申し上げました以外の所管事務事業につきましては、監査に関することでは、本市の住民、関係機関等からの請求及び要求等があったときに行うものでございます。

なお、監査、検査及び審査事務の内容の説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、監査事務局の所管事務事業の概要についての説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩 10:58

再開 11:07

委員会を再開します。

説明が終わりましたので、まず企画調整部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。共産党の川上直喜です。

資料の1ページに2番、産炭地域振興関係に関することという項目があります。その中で、炭鉱跡地の有効利用というところがありますけれども、平成19年度、今年度ですが、炭鉱跡地の有効利用についてどういう事業を活動するように予定しておるのか、まずお尋ねします。

○ 総合政策課長

炭鉱跡地の有効利用でございます。先日の臨時議会で御承認いただきました予算にも反映しておりましたように、三菱跡地、鯉田工業団地予定地の用地取得を19年度で完了し、工業団地の造成を行う準備をいたす予定でございます。以上でございます。

○ 川上委員

炭鉱跡地の未利用地はまだほかにもあると思うんですけども、ことはそれだけですか。

○ 総合政策課長

19年度は、具体的には今の物件でございます。

○ 川上委員

その後の展開の見通しはいかがですか。

○ 総合政策課長

地権者と十分に協議を行いまして、予定どおり事業を進捗させる予定でございます。

○ 川上委員

答弁のありました予定どおりの予定というのをちょっと聞かせてください。

○ 総合政策課長

平成19年12月、年内までに当用地の条件整備をお願いいたしまして、年明け早々に契約の運びを予定しております。以上でございます。

○ 川上委員

いや、来年度以降の話聞いたんです。来年度以降の予定はどうなっているのかと。

○ 総合政策課長

地権者の御理解をいただきながら、本年、19年度、準備、調査、測量調査等の準備を行いながら、20年度以降、造成の方にもっていきたいというような考えで計画をしております。以上でございます。

○ 川上委員

質問がちょっと難しかったのかもしれませんが、鯉田のこと聞いてないんです。来年度以降、鯉田以外のことについての展開予定があるかと聞いているんです。

○ 総合政策課長

当面は鯉田の方に全力を挙げる予定でございます。それ以後の他の地域につきましては、今後協議検討を行っていきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

じゃあ、何にしろ、今年度は鯉田だけだということを確認しますが、それでは、その鯉田なんです。鉱害対策にどのくらい費用がかかると見通しておりますか。

○ 総合政策課長

今現時点では、その詳細、概要につきましてはまだ把握しておりません。以上でございます。

○ 川上委員

いやいや、大方どれくらいかという見通しがあるでしょう。それをお尋ねしているんです。

○ 総合政策課長

先ほどの答弁のとおりでございますが、まだ把握まで至っておりません。以上でございます。

○ 川上委員

じゃあ、1,500万円より上か下かを聞きましょう。いかがですか。

○ 総合政策課長

同じ答弁になるかと思いますが、そういう見通し、まだ把握しておりません。以上でございます。

○ 川上委員

聞きますけども、そうすると、もし鉱害対策費用が1,500万円以上かかる場合は、三菱との関係で相殺してますよね。飯塚市が手出しで三菱の土地を公害対策するということになりますね。

○ 総合政策課長

今の予定では、登録賠償、その金額でございますので、議員がおっしゃるとおりでございます。

○ 川上委員

そうすると、総事業費、なかなか明らかにしないですね。きょう明らかにしない理由を聞きましょう。答弁を求めます。

○ 総合政策課長

今後、測量調査、設計等を始めますので、今の現在では経費的なものが出ておりません。以上でございます。

○ 川上委員

新しい飯塚市としては昨年発足したばかりですけども、これほどの大規模事業を取り組むのに、今後どれくらい税金の投入が必要か、見通しもないままに出発した例がありますか、お尋ねします。

○ 企画調整部長

さっきの総務委員会でも私の方から御答弁申し上げましたように、この鯉田の工業団地を開発するためには、いわゆる調査設計、それから造成、それから周辺の整備事業、それから上下水道の整備、そういうもろもろの事業を抱えております。今の段階ではその詰めの作業に入っておりますので、この場でどれくらいかかるかというような答弁につきましては、まだまだ積算いたしておりませんので、そのように質問者の方は御理解していただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

いや、ずっともう随分長い間この議論はしているわけです。理解できんから聞いているわけです。

それで、私は今、これほど大規模なプロジェクトで巨額な税金の投入が見込まれるときに、過去の実績、過去の例を見て、このくらいかかりますよというのも明らかにしないまま土地を購入して設計まで入ろうとした例があるかと聞いておるわけです。あるならある、ないならない。あるならどこか、教えてください。

○ 企画調整部長

先ほども御答弁申し上げましたように、すぐ近々開かれます本会議の中で――本会議といいますか、いわゆる本会議の中で予算を基本設計並びに調査設計の予算を計上させていただき、その中ではある程度の具体的な数字が見えてくるということでございますので、もうしばらくこの答弁につきましては積算いたしておりませんので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

上水道、下水道関係は幾らで見積もってますか。

○ 企画調整部長

その件につきましても同様でございます。

○ 川上委員

市長のスタンスは、生活者の視点というスタンスなんです。あなたの方分かってるでしょ。今、飯塚市民生活者はどういう思いで毎日暮らしているのか。今度また6月が来るでしょ。大変な増税になりますよね。そういう状況の中で行革だ、行革だと言われて、サービスは削られる、支所の人數も減る、ごみ袋も値上がりしそうだ、水道料も上がりそうだという状況的に、幾らかかかるかわからないようなことを、役に立つかどうかともわからんのに、巨額な税金投入を押しつけられて、この生活者がああそうですかって言えないでしょ。きょうはその辺繰り返しますけど、指摘をしておきたいと思うんです。

市長、大体、市長のところには幾らくらいかかるという話来てるでしょ、当然ながら。それはなぜ明らかにできないのか、市長が。そのところ聞かせてもらいたいですね。

○ 市長

今の下水道等に関しても、本当にどこからどういう形でもってくるかとか、本当にそこまでの必要性がどうあるかとか、いろいろそこに示唆、または調査をしなきゃならんことがあって、早くその数字を、私自信も本当に今の議員の質問に言われるように知っているんでしょって言われるけど、完全に把握はしてない。

というのは、今、やり方、それ以外の方法、また、それでいいのかということも見ながらやっていた中で、先に数字を出すと、その数字が先行して、それこそ私の非常事態宣言で、おまえ52億と言いながら、20何億じゃなかったかというような形で、皆さんに御迷惑をかけたこともございまして、そういうことを考えたときに、本当にはっきりして、本会議の中までには出せるようにという形で今やっておりますので、余り数字を先行させて、それを頭の中に皆さんが固定化の中に、として固定的な形でとらえられたら、またいろんな問題とか、皆さんたちに御迷惑かけることもあるんじゃないかということで、時間をかけてしっかり今やっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○ 川上委員

大体これぐらいの巨大なこの時期にある大規模なプロジェクトとしては、私は住民投票ぐらいやってしかるべきだと思うんです。今年度だって25億円の財源不足が予想されているわけでしょ。来年はどうなるのか。来年赤字団体に転落するかもしれないという、そういうこと言ってるわけじゃないですか。そういうときに、あなた方は借金をどれぐらいするかも市民にも議会にも明らかにしないで、土地は購入する、設計は進める。大体こういうのを何というかというと、私は夕張現象だと思うんです。あれですよ。市民にどのくらい借金が積み重なっていくか明らかにしないで、そして、結果だけは責任を負わせる。そういうやり方は夕張現象です。これはこういう数字を明らかにしないで、情報公開しないというのは大変なことだと思います。このことを指摘しておきたいと思います。

続けてよろしいですか。

○ 委員長

どうぞ。

○ 川上委員

それでは、次のページ。2ページに5番、目尾地域振興基本計画に関することというのがあります。この中で7行目に変更計画が報告され、現在はこれをもとに設置された同懇談会において計画の進捗状況の把握や地元住民への状況説明を行っているということなんですが、このところをもう少しどういうことをしてきたのか、ことしどういうことをしようとしているのか聞かせてください。

と申しますのも、例えば住民が一番望んでなかった工業団地、あなた方はつくと行って、昨年秋に1,000万円以上かけて玉野総合コンサルにかけたでしょ。成果品は12月に出てきているという状況の中で、なかなかそれも進まないようですね。

それで、よくわからない。あなた方が考えてることも、やろうとしていることもよく見えないことが多い。住民との間でもそういう状況があるのではないかと心配するんです。それで、今言ったようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 総合政策課長

この目尾地域振興基本計画の見直しの中で、地元との話が決まりましたのは、今後、市営野球場、多目的施設、それと本市の浮揚発展のために活用できる用地ということで、今後の計画が話が決まりましたけど、平成18年度になりまして、本市の財政状況、非常に厳しくなり、非常事態宣言という事態に陥りまして、今年の夏から秋にかけて地元の方に再度の御相談を参りまして、野球場建設につきましては、新市の財政が安定するまで、期間はどのくらいという話までは申せませんが、先送りということ。

ただ、もう一つございました多目的施設、この事業の取り組みについては、平成19年度、本年度からでございますが、取り組みをさせていただきますと。

そして、もう一点、本市の浮揚発展のために活用できる用地、工業団地を想定した話でしておりますが、この分につきましても、そういう希望の事業者あたりも将来を見据えて当面少し時間を置きたいというお話で、今地元と話がついておる状況でございます。以上でございます。

○ 川上委員

じゃあ、これは確認しておきたいんですが、そうすると、野球場の用地ですね。これについては凍結して、これはさわらないということですか。それとも、あなた方は別のものに、例えば工業団地とかに転用するということですか、どちらですか。

○ 総合政策課長

野球場建設につきましては、計画を先延ばしをするということでございます。転用等々は全く考えておりません。

○ 川上委員

その土地はそのまま更地状態で残しておくということを確認します。

それで、腑に落ちないのが、この玉野に設計してもらった工業用地なんです。これなぜ少し時間を置くという答弁でしたけど、なぜ少し時間を置くんですか。ここはあなた方の立場から言えば、トヨタ工場に近いじゃないですか。もう開いてるわけだから。なぜ時間を置くのか。設計まで済んでいるのに、その理由をちょっと聞かせてください。

○ 総合政策課長

目尾の工業団地用地というところでございます。先ほど、前段の質問の中でもありましたように、当面は鯉田工業団地に全力を挙げるということで、目尾の方につきましては、希望する事業所あたりを視野に入れながら、当面は少し時間を置くということで考えております。

以上でございます。

○ 川上委員

それで納得いかないんです。オーダーメイド言いましたね。目尾はオーダーメイドでいくと言ったでしょ。ところが、設計済んでるじゃないですか。設計済んでるんだったら、あなた方の立場から言えば、造成に入るのは普通じゃないですか。オーダーメイドとか関係ないでしょ、今のお話だと。設計済んでるでしょ。だから、それを少し時間を置くというのはなぜかと聞いているんです。

○ 総合政策課長

平成18年度で設計は済んでおるといのは基本設計部分でございます。一方ではオーダーメイドの分譲ということで考えておりますが、そういう事態になりましたら、今度実施設計等

が必要かというふうに考えております。以上です。

○ 川上委員

そんなのきな話するんだったら、なぜこの金がないときに、1,080万円もかけて玉野に仕事させるんですか。10月から3カ月、大急ぎで——大急ぎといっても、そう大変な設計でもないと思うんだけど。そういう先送りみたいな話やるんだったら、そんなに急いで設計しなくてよかったんじゃないですか。どうですか。

○ 企画調整部長

この健康の森公園にごさいます飯塚市の浮揚発展のために活用する用地、いわゆる市としましては、工業団地という位置づけをとっておるところでございます。ここの広さが約1万2,000坪ございます。御存じのように、ここは不成形地の部分が多数を占めております。平成18年度におきまして、基本設計を終了させていただいております。ここにつきましても、成形地の部分について、いわゆる企業誘致を経済部の方で進めていただいております。ここの工業団地の方法としては、先ほど総合政策課長が答弁しましたように、オーダーメイド方式でこの企業誘致を進めようという考えでございまして、既に基本設計は終わっておりますけど、この企業のいわゆるニーズに応じた形といいますか、広さといいますか、そこらあたりがはっきりした段階でこの実施設計を行って造成の部分に取りかかりたいというふうに考えておるところでございます。

○ 川上委員

納得いかないんです。それで、このまま継続しておってもしょうがないんでしょうけども、納得いかない。言葉じりをとらえるわけではないけれども、部長が今健康の森公園というふうに言われましたね。もう健康の森公園は破綻したでしょ。ね。もうとんざしているじゃないですか。だから、あなた方も健康の森公園って書いてないでしょ。目尾地域振興基本計画、これだっておかしいんです。目尾地域の振興の計画になってないもん。なってないでしょ。それを今なお健康の森公園事業だとかいうのは恥ずかしいと思わないといけません。

それで、少し聞きますけど、あなた方はこの懇談会と言い、地元と言う。具体的には地元のどういう方々とお話をしているんですか。

○ 総合政策課長

平成17年度に見直しました検討委員会のメンバーから、見直し後の懇談会ということで、全メンバーの皆さんからそれぞれ地元自治会代表と地元住民代表の方を6名の方を選出いただきまして、その方々と必要に応じて協議を行っております。以上です。

○ 川上委員

検討委員会というのは、1次構成して、追加の方入ってもらって2次構成しましたよね。その中からまた6人選んだんですか。

○ 総合政策課長

はい。検討委員会のときの皆さんから、やはりそれぞれの代表の方に人数を6名にさせていただいてしております。以上です。

○ 川上委員

その方たちは名前はいいですが、ポジションというか、肩書きというのをちょっと教えてください。

○ 総合政策課長

地元自治会代表といたしまして、幸袋本町自治会長さん、栄町一丁目自治会長さん、吉北元町自治会長さん、それと、地元住民の方代表といたしまして、目尾振興計画を考える会、吉北自治会長、そして、目尾振興計画を考える会の方もう一名、以上6名でございます。

○ 川上委員

この方たちでは地元の声は反映できないでしょ。このメンバーでは。自治会の数とか考えて

みても明らかじゃないですか。

それで、この懇談会過去にどれくらいやって、広報というか、地元の方へのお知らせというのはどういうふうにしているのかお尋ねします。

○ 総合政策課長

ちょっと回数も懇談会、ちょっと手元に資料ございませんが、3回は昨年の秋にやらせていただきまして、そのほかに、この結果につきましては、幸袋地区の自治会長さんの会議といたしますか、定例会議の中に懇談会の方向性が出た時点で、自治会長さん全員お集まりの中で説明もさせていただいております。以上でございます。

○ 川上委員

この間のこの2年間の動きは、この問題をめぐる動きは非常に不透明なんです。それで、内容にもよるけども、この不透明さは払拭せんといかんと思うんです。それで、もう少し議会にも詳しい状況報告する必要があると思うんですけど、住民の皆さんに責任を持って全体に市が状況を知らせる、こういう状況になってますと、正しくね、知らせるような手立ては何かとれませんか。今の話だと自治会長さん任せでしょ。どうですか。

○ 総合政策課長

この懇談会につきましては、答弁、19年度の事業も含めてまだ協議中でございます。一定の方向性が出た時点では、市行政の施策といたしまして何らか検討しなくちゃならないというふうには思っております。以上です。

○ 川上委員

私は住民が主役だとか、住民が主人公という言葉使うんです。齊藤市長は生活者の視点という言葉使うんです。これは共通する部分があるんです。あなたの話はおかしい。方向性が決まったらできるだけ早く知らせるとかいうのをおかしいでしょ。方向性決めるのに、住民の声とか意見とかを聞く、透明性を確保しないとイケないということを言ってるんじゃないんですか。そこんこは私は言いよるのはおかしいですか、どうですか。

○ 総合政策課長

方向性という言葉が適切かどうかはあれですが、一応、本年度から取り組みます事業内容につきまして、まだ地元との内容の詰めを行う懇談会の中で計画をしておりますので、まだまだ詰めが必要であるというふうなことで申し上げた次第でございます。

○ 川上委員

微妙に答弁が違ってくるんですけど、現状懇談会でどういうことを話し合ってきたかとか、どうしてその懇談会をするようになってきたかとかいうことを市民に知らせるつもりはないかと。分かりやすい質問してるでしょ。つもりがあるのか、ないのか。先ほどの答弁では、決めたら知らせると言うから、決めるときに市民の意見聞かないとイケないでしょ。そのためにはいろいろ知らせないと意見も来ないでしょ。

だから、決める前に、今、現状を市民に知らせる考えはないのかと聞いてるわけです。今みたいな答弁続けると、ないということになります。それ確認しますよ。どうですか。

○ 総合政策課長

私、今申ししておりますのは、当面はこの目尾地域の代表の方との協議が先にまだする内容がございますということで申し上げております。その後、ある一定方向が出ましたときには、市の行政のことでございますので、周知の方も検討させていただきたいと、そういうことでございます。

○ 川上委員

市長、こんなやり方でいいんですか。何でこんな問題に——こんな問題って、この問題にこだわって言うかということ、経過もあるけど、27億円の事業です。残事業、そうでしょ。これだけの財政危機、財政危機ってあなた方言ってるときに、27億円問題扱うときに、この程度

で住民の意見もまともに聞かない、知らせもしない、意見も聞かない、こういうやり方が齊藤市政の市政運営のあり方ですか。市長、どう思われますか。

○ 企画調整部長

御答弁申し上げます。この目尾振興計画におけます健康の森公園整備事業、これにつきましては、いわゆる平成17年度に残された残事業について見直しということで、検討委員会、地元の代表者、自治会長さん等々含めましたところの検討委員会を設置させていただきまして、残された残事業でございます64億円、この費用を約半分程度に抑えたところでの見直し後の整備計画を作成していただきまして、これにつきまして飯塚市が事業を推進していくということで、議会の皆さん方にも御理解をいただいたところでございます。

しかしながら、この財政が極めて逼迫している中で、この見直し後の整備計画についても、今のままのスケジュールではどうしても事業の推進が図られないというような状況に陥りましたものですから、再度この検討委員会の中から6名程度の皆さん方お願いして、懇談会という名称の中でこの見直し後の整備計画のさらなる見直しということでお願いしたところでございます。

先ほど課長答弁しましたように、新野球場については、スケジュールでは平成18年度から向こう3カ年で建設する。その後いわゆる多目的施設という位置づけをしておりましたが、財政が極めて逼迫している中で、新野球場については、いわゆる財政がある程度の明るい兆しが見えた中で建設をさせていただきたいというようなことでの御了承をいただいております。

そういうことからしまして、この見直し後のさらなる見直しについては、懇談会の中でも御了承いただいておりますし、地元の自治会長さん等々にも飯塚市の方から赴きまして、十分に御説明した上で御理解を賜っているところでございます。

今、川上委員が言われますように、この見直し後のさらなる見直しについても、市民にも広く周知すべきじゃないかという部分につきましては、私の方も謙虚に受けとめまして、今後どんなふうにするかを検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 川上委員

くどいけど、言いますけど、平成17年、翌年の3月には合併だという1年前の4月から駆け込みでこの見直し始まったんです。それは合併前のそれぞれの自治体でも駆け込み事業というのはありました。

しかし、これほど大きな駆け込み事業、駆け込み見直しやっておいて、議会の同意を得たと言うけど、私は同意してない。私は見直しを提起したじゃないですか。5つの提案したじゃないですか、見直しの。住民が主役になった見直しの方向。しかも抜本的な見直しは、合併後やるべきだというふうにも言ったでしょ。それをあなた方、わずか9カ月で、本当は3カ月、4カ月でやると言ったんです。そして、やった。やってみたら、見直しをかけてみたら、財政危機というのがわかりましたので、これもまた見直しにかけましたと。嘘でしょ、それは。最初から財政危機というのはわかってるじゃないですか。財政困難ってわかってるでしょ。それなのに、あなた方は住民のこの方々が代表だということで集まっていたいただいて、その人たちに納得をしてもらったという形とって、そして27億円の事業を組んだんじゃないですか。その人数が少ないというんで、途中でまた広がったでしょ。それでも私は少ないと思います。その中から今度は6人に絞り込んで、どういうことやってるか市民には知らせないって言うわけでしょ、あなた方は。こんな大きな税金投入が予想されるものについて不透明過ぎると。これが齊藤市政の市政運営のあり方かと言われる、そういうものです。このことを指摘しておきたいと思います。

委員長、次、いいですか。

それでは、次の6番、篠栗線、筑豊本線電化等事業に関することについてなんですが、昨年、

実はこのことについてもお尋ねしたんです。それで、どういう事業をしてるかについて今説明もあつたんですけども、この中で、駅、踏切の安全問題について、関係機関に要望する際にはそのことをきちんと入れてもらう必要があるというふうに答弁がありました。覚えてあると思うんですが、その後、どういった要望したのか、回答はどうか、現状はどうか、お尋ねいたします。

○ 総合政策課長

この篠栗線、筑豊本線電化等事業に関することにつきまして、私ども飯塚市におきましては、JR九州篠栗線、筑豊本線整備連絡協議会というテーブルの中で、関係市町と連携して要望活動という形をとらせていただいております。たしかに、昨年、踏切あたりの安全性の向上につきまして御質問をいただきまして、次の要望のときにその旨を盛り込んだ内容で要望はさせていただいておりますが、あくまでも要望活動でございますので、具体的にそういうふうななどを改善しましたという部分までの返事はいただけていないのが状況でございます。以上です。

○ 川上委員

昨年は天道の踏切で事故がありましたね。あれは過失がどちらかというようなことはあるのかもしれませんが、踏切が狭くて、改善が求められていることについては間違いないんです。

それから、昨年、私が特に例を挙げて言ったのは愛宕の踏切だったんですね。これについても一部努力がなされていると思うんですけど、引き続きこの要望する際に具体的に事例も挙げてぜひやっていただきたいと思います。以上、この分野は終わります。

○ 委員長

ほか質疑ありませんか。

○ 柴田委員

4 ページ、よろしいでしょうか。潁田病院の将来構想についてというところで、昨年でしょうか。民間移譲の話が新聞に載りましたときに、その中に潁田病院の後の医療のことで、療育施設科が設置されるとそのときに書いてありました。療育施設科という部分で。その後、この準備がまた平成20年4月1日円滑な民間移譲に向けてとありますけれども、この今本当に最近障がいを持って生まれる子どもさんが多くなってきております。その障がいの早期発見、早期療育に本当にこの後にこういう医療の施設科ができるということはすごく希望することでございます。すごくその記事を見たときによかったと思っておりましたが、それが、今後そういうふうなことが、その新聞に載っておりましたから、そのように設置されるようにその充実を進めていただきたいと、要望になりますけれども、でも、現状はどのような、そういうお話がっているのかどうか、どういう状況ございますか。お聞きしたいと思っております。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

基本的な潁田病院の構想につきましては、民間移譲した後に3年後に建てかえというところの民間移譲の話をしております。その中で療育関係施設ということで、通所と言いますか、その中でそういった障がい児の方の相談業務とか、そういうことも潁田病院の建てかえの中に一部そういったところを、関係施設をということで基本的な考えを持っておりました。そのことについて、今現在、飯塚病院グループのこれは医療法人の博愛会というところございますので、そこと今、社会・障がい者福祉課の担当の方と私どもと一緒に飯塚市の方の要望、いわゆる重度障がい児、者も含めて、そういったところの地域の障がいのあられる方についてどういった施設が一番ふさわしいのか、また、どういった運営をやっていくのかを飯塚病院グループの方に今こちらの方から提案いたしまして、3年後のそういったところの施設のあり方について、今現在詰めをしているところでございます。

○ 柴田委員

この記事が出ましたときに、障がい者を持つ御父母の方からも本当に何か希望が見えたというお話をいただきました。それが本当に筑豊には療育施設、療育センターもございません。ぜ

ひ何とか足がかりになるような充実したそういう施設、療育施設科という状況をぜひ必ず設けていただきたいと思っておりますので、もう本当に強く要望としてお願いしておきたいと思っております。

○ 兼本委員

同じく4ページの筑豊労災病院の後医療についてお尋ねいたしますが、大体この1月31日の基本協定って、ちょっと私はもうこのときは議員を辞職しておりましたので、1月31日がどんな基本協定かは知りませんが、大体どのようなタイムスケジュールで20年の3月末に市が移譲を受けて、4月1日より飯塚市立病院は指定管理者によるということになっておりますけど、御承知のとおり、指定管理者あるときには条例の改正のための議会と、それから、指定管理をする議会と、2つ議会にかける必要が要るんです。20年の3月末に移譲を受けて、4月1日に指定管理というのは、もうこれははっきり言って議事を2つもかけることはできないわけなんですけど、一体どういうふうな考え方でこんなことを書いてるんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

さきの臨時議会におきまして、指定管理者とするところの病院の設置並びに指定管理者をすることの条例を上げさせていただきまして、今後のスケジュールといたしましては、現在候補として上げております地域医療振興協会を選定をさせていただくことになりまして、次回の6月の議会におきましては、指定管理者を指定とする議案の上程を行う予定でございます。

その後につきましては、指定管理者と市との協定を、指定管理者の協定の締結を行いまして、そして、その後につきましては、まだ国の方の移譲の関係の譲渡価格がまだ決定しておりませんので、それにつきましても合わせて平行して進めていきたいと考えております。

来年の1月、20年1月になります、その時期に条例もきちっと整備いたしまして、また譲渡価格も決定いたしましたところで、県の方に病院設置の申請を行うようにしております。

それが大体終わりました、許可いただきましたら、20年3月にいわゆる最終的な不動産のいわゆる登記ということになりまして、20年4月1日から飯塚市立病院として指定管理者で管理運営を行っていくという大まかなスケジュールでございます。

○ 兼本委員

指定管理するのは公の施設ですから、飯塚市の施設でないといけないんですよ。これ移譲をもう、まだ買ってないわけでしょ。だから、どうなるかわからんという施設でしょ、まだ。だから、公の施設としての市の所有物じゃないわけなんですよ。それを指定管理の条例改正を出したということですけど、自分のものになってないやつをどうして公の施設として位置づけてやったわけですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

これの前段といたしましては、1月に協定を労働者健康福祉機構との移譲にかかわる協定を結んでおります。これはまだ協定でございますので、法的な拘束力ございませんが、一応20年4月から飯塚市に移譲するという基本的な協定を結んでおりまして、内容につきましては、20年4月から10年間は弁分のその地で病院を運営することとか、それと後でなりますけど、その協定には譲渡契約というのがあります。これは法的な拘束力がありますので、これは先ほど申しました機構とのいろんな価格交渉において譲渡価格の契約を結びます。その中において、いろいろ違反、先ほど申しましたような10年間を医療法としてしない場合とか、そういったところの約束を守らない場合はペナルティーの条項がありますので、基本的には、最終的にはその譲渡契約が締結されて初めての飯塚市の方の施設というふうな形になりますけど、前段では（発言する者あり）

○ 兼本委員

指定管理やるというのは、指定管理でやるか、直営でやるかというのは原則なんよね。直営でやるか、指定管理でやるかって。公の施設は直営でやるか、指定でやるかということを決め

なさいということになってるわけ。公の施設じゃないでしょ、これはまだ。これまだ移譲も何も受けてない。まだその基本協定は確かにあるかもわからんけど、今から先、公の施設になったときに、初めて直営でやるか、指定管理でやるかということをやんなさいというのが地方自治法の改正なんよ。あなたいろいろ理屈述べてるけど、公の施設でもない、ただまだ将来買うかもしれない、基本協定は結んで、買うかもしれないけど、公の施設でないやつを直営でやるか、指定管理者でやるかという論議するのは確かにそれは構いませんけど、条例なんか出せますか、それ。これ中村君、大丈夫なんか、それ。

○ 企画調整部長

今議員さん御指摘のように、この件につきましては、十分にいわゆる法制等も議論しまして、打ち合わせしまして、また、県との十分打ち合わせした中で、今主幹が申しあげましたように設置条例、それから指定管理者の議案、それから、その後に12月ぐらいに契約議案という形がスケジュール的に来ますけど、そこらあたりは十分に詰めさせた上でこういうふうに議案を上程させていただいていまして、可決もいただいているところでございます。設置条例については可決をいただいているところでございます。

○ 兼本委員

ちょっと納得できませんけど、自分のものでない、公の施設でないやつを、初めて公の施設になったときに、その運営は直営でやるか、指定管理者でやるかということを決めなさいということになっているわけ、地方自治法ではね。公の施設でも何でもない。ただ、もしかしたら——もしかしたらじゃないけど、買うということは間違いないやろうけど、自分の施設でないやつを直営でやるか、指定管理者でやるかということ県と相談したと言ってるけど、そんなやつができるの、本当に。まだ自分のものでもない、いわば、例えばのがみプレジデントホテルを例えば買うという合意はできた。まだ自分のものになってないやつを直営でやるか、指定管理者でやるかっていうことを条例なんか出せるわけ、それ。自分のものでないやつに、そんな条例の改正なんか出せる。公の施設ということになってるわけ、地方自治法では。公の施設って。公の施設でも何でもないでしょ、まだこれ。できるの、そんなんが。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど部長が申しあげましたように、県の方とそういったところの事務関係は十分説明しております。それで、先ほど協定を1月に締結しておりますので、それをもってやっぱり準備行為ということで、そういうことも条例の設置、施設の設置または指定管理者とすることも、条例を上げることも差し支えないということで確認はしております。以上でございます。

○ 兼本委員

文書か何かでもらってる。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

文書ではもらっておりません。

○ 兼本委員

文書でもらって見せてちょうだい、そんなん。いいということやったら。そんなん先のやつのことを、自分のものにもなってないやつを、そんな公の施設ということの施設でも何でもない。台帳にも、この財産目録にも上がってないやつよ、これ。それを直営でやるか、指定でやるかということ論議するということができるはずないと私は思いますけど、もしもそれがいいということやったら、文書か何かでもらって見せてちょうだい。そしてやらないと、これは恐らく公の施設という地方自治法の考え方からいうと、市の財産であって、そういうふうな運営をやるときに、直営でやるか、指定管理でやるかということで決めなさいということが指定管理者ができたときの地方自治法の改正やからさ。

だから、自分のものでもないやつに、そんな直営でやるか、指定でやるかって条例なんか出してさ、それですぐ指定管理の、今度は指定管理の条例を出して、これでいいですよというよ

うなことが、指定管理出すときもまだ自分のものでないわけやろ。指定管理の条例出すときも自分のものでないわけやろ。指定しますよということも。そんな人のものの財産のやつにさ、直営でとか、指定とか、そんなことできるはず私はないと思いますけど、よく県と相談したということですから、きちっといいということの文書か何かもらってください。そうしないと、これできないやつをやったということになると、またいろんな問題出てきます。いろんなところで指定するのがいかなものかというような意見もあるわけですから。そういう意見があるときに、公の施設でないやつを指定管理でやっていいのかというようなことでやられた場合に、ただ口頭で返事ももらいましたということだけでは、やっぱりちょっとおかしいと思いますけど。だから、きちっとしたものをもらってちゃんとやっとかんとだめだと思います。これはもらってください、はっきり。部長、どう。

○ **企画調整部長**

県の方に私も行きまして、口頭ではこうして御説明いただいておりますけど、今委員さん言われますように、県の方でそういう文書的なものもいただきたいというふうに考えております。（「いただきたいじゃない。もらわんと」と呼ぶ者あり）

○ **委員長**

いいですか。暫時休憩します。再開を1時といたします。

休 憩 11:59

再 開 12:59

委員会を再開します。

質疑はありませんでしょうか。

○ **川上委員**

4ページの病院・老人ホーム対策室についてお尋ねをしたいと思います。

まず、病院・老人ホーム対策室の組織が縮小になってます。場所も移転しているように聞いておりますが、その辺の事情を聞かせてください。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

お答えします。現在、穂波庁舎の方の3階、前、穂波町におきましての電算室というのがありまして、そちらの方に今対策室を移しております。なぜそちらに移したかということでございますが、労災病院の先生方等、また地域医療振興協会との今後の医師の確保、また医療のあり方についてお話しする時間が今後発生いたしますので、その状況に応じて、穂波庁舎の方がいろいろ会議室も十分とれますし、また、医師会との医療についてのお話もまたそこで進めていくこともありますので、そういったところの施設の充実したところに移設したということでございます。

○ **川上委員**

体制縮小の件についてはどういうことでしょうか。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

前は次長、それに主幹、主幹補3名でございましたが、次長がことしの3月退職されまして、一応2名体制で職員をやっていくということで、1名職員としては減となっております。一応、体制につきましては、ここで御答弁申しました対策室長、いわゆる企画調整部長が兼務いたしまして、実質的には3名ということで、今現在体制となっております。

○ **川上委員**

行革ということではないんですか。お尋ねします。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

行革の方向性を持ってそういった体制になっております。以上でございます。

○ **川上委員**

部長もスッと何かこう答弁できんのですか。この体制縮小について。

○ 企画調整部長

今主幹が申しあげましたように、行財政改革と、もう一点は、いわゆる昨年、平成18年度にこの労災病院、それから潁田病院、愛生苑につきましたのいわゆる基本的な方向性が特別委員会、それから本会議の中で了承、可決をいただいておりますので、この室長につきましては、企画調整部長が兼務していった中で今後のいわゆる準備を進めさせていただくということで縮小させていただいております。

○ 川上委員

企画調整部長が室長兼任ということですね。企画調整部長室は本庁にあるわけですね。対策室は穂波庁舎に置くと。困ったことないですか。

○ 企画調整部長

そこらあたりは十分に連携をとりまして、そして、事務を進めさせていただいております。

○ 川上委員

私は、この組織体制についてはちょっと疑問に思います。ことしが一番大事なときなんですよ、あなた方の立場に立って。そのときに室長不在で、部長兼務と。部長室は本庁にあつて、対策室は2名、穂波庁舎におると。どうしてそこに置いてるかということを知ったら、会議室があるからだって言うわけですよ。会議のとこだけそこ使えばいいじゃないですか。部長と近いところで主幹だとか主幹補が仕事一緒にするという方が効果的じゃないんですか。どうして穂波に行くんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

確かに事務的にはそういったところも距離があるということでも多少はありますけど、まずはもって、この来年の病院設置、市立病院として設立するためには医師の確保がまず大事ですので、先ほど申しあげましたように、労災病院の先生方、また飯塚医師会、そして、指定管理者の候補となっております地域医療協会の方々と十分そういったところの打ち合わせを先にやっていく必要がございますので、場所が広いからということじゃありませんで、そういったところの集中して、労災病院からの要望もありましたので、そういったところの向こうの意向に沿った形で対策室を移設させていただいております。

以上です。

○ 川上委員

ちょっと不思議なこと聞きましたね。労災病院の要望があったので、対策室を穂波庁舎に持っていったわけですか。その辺の事情を少し聞かせてください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在、労災病院の方には地域医療振興協会の方から医者も4名入っておられます。その方々と一緒にやはりお話していかなきゃいけない時間的なものもありますので、向こうの方の御希望に沿った形でこういった体制の方が一番ベストじゃないかという形で向こうの方に行っております。

以上です。

○ 川上委員

もう余り追いかけてという気もするけれども、全然おかしいですね。何であなたがそこで首を横に振るんですか。全然おかしいですよ。市は市としての業務執行上の立場からいろんなところに体制もつくり、部屋もつくるわけですよ。最高責任者が常時いないところに部下がいて、こういう大きい事業をやろうとしていると。なぜそうなるかというのは、労災病院が要求したからと。労災病院は知ってるわけですよ。室長が部長で、常時ここにおると。部下2人を離して穂波に労災病院が呼ぶっていうのはおかしいじゃないですか。全然納得いきません。

それで、あなた方にとってはことしは本格的始動の最後の準備年ということになるんですけども、今重要なことは、あなた方が喜んで筑豊労災病院廃止させていただいて市立病院にし

ようとしているのか、それとも、国が労災病院を強引に廃止するというので、やむなく市が引き受けようとしておるのか、どちらの立場で今やろうとしているかということだと思ふんです。市長、どちらですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この件につきましては特別委員会でも御報告しておりましたように、やはり地元の医療を体制が崩れると。市民にとっても、広く住民にとっても大変困ることですので、やはりここは市の方が受けて、地域の医療体制を残すという強い思いから、そういったところの状況になっておるところでございます。

○ 川上委員

あなた方はこの間常々ベストではないけどベターだと。ベストというのは、国がその前持っていくのがベストっていうわけでしょ。やむなきに至ってこうしてるっていうことなんですよ。

だから、その点でいうと、私は国の責任は継続しておるという認識を我々持っておいていいと思ふんです。我々というのは、飯塚市の地元の住民、行政も議会もという意味です。私の言葉で言えば。

地元は基本的に労災病院の廃止には納得していないにもかかわらず、国は強引にやろうとしているので、あなた方についていけば、そういう態度をとらしているわけで、そういう意味では、国の責任はいささかでも市民の命や健康に対する国の責任は免れないんだと。こここのところを抑えなければ、あなた方の立場に立っても市立病院とうまくいかないと思ふわけです。その国の責任をずっと求めていくということと、あなた方が市立病院というのであれば、市長がその市民の命と健康をこの医療機関を充実させて、維持、充実させて果たしていくというのは両立する問題です。

その辺からいうと、それを準備する一番の体制がこの1年間、今言ったような、私から言わせれば非常に不思議な準備室、対策室の状況では責任果たしているとは思えないということを指摘しておきます。

それで、労災病院の現状把握についてなんです、地域医療振興協会と約束したことがありますね。ことし4月からということ。それは果たされていますか。項目ごとに状況を述べてください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

地域医療振興会との約束といいますか、まだきちっとした形での契約とか、そういうことはまだ締結しておりませんが、4月からのやはり医療体制を充実させるということの約束はございます。それにつきましては、整形外科、小児科につきましては、4月から開始すると。残りの脳神経外科、ほかの分の休診となっております分につきましては、20年の4月からいわゆる開始するというこの中で、御質問のところについては、整形外科につきましては常勤で今医者が1名医療に当たっておられますが、小児科につきましては、市報で御存じのとおり、週1回という形で十分なまだ医療体制が整っておりません。以上でございます。

○ 川上委員

その脳神経外科は来年4月から再開ということなんです、これは週何回やるつもりですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

基本的には週何回ということじゃなくて、常勤ということでの体制づくりで今話を進めております。

○ 川上委員

じゃあ、小児科はどうして週1回なんです。あなた方は議会に対しては常勤とは明確に言わなかったけれども、当然常勤と思いましたよ。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

今現在そういった形になっておりますが、もう御存じのとおり、全国的にも小児科という医師の不足は生じております。その中で、今現在週1回という形でも、昼間といいますか、午前中受け付けての診療となりますけど、協会の方の持っております今横須賀の方のうわまち病院の方から週1回でも来て今見ていただいております。ですから、4月、5月も今現在そのような状況になりますが、以後はやはり常勤という形で今話を進めております。

○ 川上委員

そしたら、整形外科は常勤が入っておるといことなんですが、泌尿器科、どうですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

泌尿器科につきましては、今、週3日から週1日になって変わっているということを労災病院の方からの報告はあっております。

○ 川上委員

あなた方は厚生常任委員会のときまでそれ知ってましたか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その実態については把握しておりませんでした。

○ 川上委員

労災病院に呼ばれて、その対策室がわざわざ穂波支所に移転したんでしょ。そして、そういうことも把握してないじゃないですか。議会が始まるというのに。

それで、労災病院には近くなったが、颯田病院、愛生苑からは遠くなったわけですね。それで、養護老人ホーム愛生苑の管理運営についてお尋ねいたします。現在、4月現在で85名入所者いますね。颯田志ら川荘から10数名の方が退所を迫られて出ていってるわけです。その方々の中には要介護の方がおられるわけです。今回85名の中には要介護者が17名おられますね。資料によってもそう書いてますけども、この愛生苑内におられるだろうと、4月現在で思われる、予想された要介護者について、市長は12月の私の質問に対する答弁で、入所者を介護度、要介護状態にあるからといっておっぼり出したりはしないというふうに言われたんですけども、同時に法律どおりに進めたいとも言われたわけ。具体的に来年の4月から麻生飯塚病院グループに無償譲渡していくんだけど、この要介護者17名についてはどういうふうにするつもりなのか、ちょっと今のお考えを聞かせてもらいたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

介護保険の関係の法律が改正されまして、養護老人ホームにつきましても、そういった介護者の施設を充実させるということもいろいろ聞いております。ですから、今後、そういった愛生苑が20年4月から民間移譲になりますので、そういったところも十分そういった介護を必要とする方々のやはり十分な支援といいますか、そういったものも、今後も、移譲後も引き継いで手厚く対処するというように、これも今グループ側とのお話も進めております。

○ 川上委員

確認しますけど、要するにこういうことを聞いているわけです。この17名の方々は本人が希望すれば引き続き民間移譲後も愛生苑で暮らすことができるのかってことを聞いているわけです。あなたの答弁では、愛生苑で希望してそのままおられるのかどうかよくわからなかった。それ明確にちょっとお願いします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

当然、市の施設から民間移譲するわけですから、民間に移っても、この介護者につきましてはそのまま引き続いて入所していただくということになります。

○ 川上委員

少しずれているんです。要するに私が心配しているのは、民間移譲する以前に、この17名の方々が颯田志ら川荘と同じように退去を迫られるのではないかと。移譲した後のことを言っていないんです。移譲する前にあなた方はこの方々を、言葉きつく言えば追い出して、そして、

民間移譲としていないのかと、このことを聞いているんじゃないですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そのようなことはありません。

○ 川上委員

最初に私聞いたように、答弁できませんか。御本人たちが愛生苑入居を民間移譲後も入所を希望するならばそこで暮らせるんだと、市は責任持つというふうに答弁できないですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

当然、先ほど申しましたように、市から民間に移譲しても、当然そういうことは市の方からきちっと形で退去させるようなことは今後の話の中で盛り込んでいきたいと思っております。志ら川荘から愛生苑に移った経緯につきましては、これは御本人の意思によって愛生苑の方に移されておりますので、先ほど言いますように、民間移譲する前に御本人がどうしてもそこに入所したくないとなれば、多少そういった方の減少も生じると考えております。

○ 川上委員

大変申しわけないけど、主幹の答弁はわからない。それで部長、明確に答弁してもらえませんか。

○ 企画調整部長

今、御質問者がおっしゃいますように、まだこの19年度中は飯塚市立の愛生苑でございます。今現在85名の入所者がおられまして、そのうちの要介護者が17名。この方々につきましては、もちろんこれ飯塚市の愛生苑の方で入所していただいております。来年4月にはこれ民間の方に譲渡するということになっておりますけど、先ほど御質問者がおっしゃいますように、飯塚市としてはしっかりと入所者についてはいわゆる御支援申し上げるとともに、民間に移譲した後につきましても、現在入所者につきましては、しっかりと入所していただくように市の方からも譲渡先に対して強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

それはわかりました。そのようにしていただきたいと思えます。

委員長、続けてよろしいですか。

○ 委員長

はい。

○ 川上委員

じゃあ、人権同和推進課の所管事項、11ページお願いします。人権同和推進課の組織が書いてあります。これについては、前年と比べるとどこがどのように変わっておるのかお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

今年度の推進の変わったのは、昨年と変わりましたのは、今年度は支所におりました地域振興課の職員3人ふえております。現在。それとあと、嘱託職員9名について御説明いたします。嘱託職員については、立岩会館、館長1名、生活指導員1名、伊岐須会館、館長1名、生活指導員1名、穂波人権啓発センター、館長1名、生活指導員2名、筑穂人権センター、館長1名、生活指導員1名。この生活指導員については臨時職員でございます。以上です。

○ 川上委員

そうすると、ここに一般職員5名と書いてあるのは、実質は2足す3ということですね。

(発言する者あり)そして、生活相談員と言われる方は前年7人でしたから、2人減ってますね。どこが減ったんですか。

○ 人権同和推進課長

立岩会館が1名減っております。それと、筑穂人権啓発センターの方が嘱託職員でしたけど、臨時職員にかわっております。

○ 川上委員

そこで、昨年もそうは思っておったんですが、この生活相談員の方々の活動というのはどういふことを実際にはされていて、どういふ実績があるんですか。

○ 人権同和推進課長

地域住民の生活上の相談に応じて、環境行政との連絡を保ちながら、必要な助言、指導を行っているものでございます。相談実績につきましては、これちょっと17年度しかございませんけど、立岩会館で155件、伊岐須会館で80件、穂波人権啓発センターで180件、筑穂人権センターで192件。主にいろんな、私、前、人権啓発センターに行って聞きましたところ、保護の申請の申請の手続とか、そういうことまでいろいろ御相談がされているようであります。

○ 川上委員

今言われた地域住民を対象にというふうに言われましたね。この地域住民という対象は、具体的にはどういふことですか。

○ 人権同和推進課長

地域の方ということですけど。

○ 川上委員

いや、そこでお尋ねしているのは、ここに書いてあるでしょ。同和地区だとか、そういうの関係なしに、市民一般を対象にして、この人たちは生活相談をするんですか。そういうことを聞いているんです。

○ 人権同和推進課長

今私どもがやっております同和会館、人権啓発センターについては、これ一般対策で行ってしますので、当然のことながら、一般の方の相談に応じるということですよ。

○ 川上委員

この相談員制度があることについては周知されてますか。

○ 人権同和推進課長

これは人権啓発センターだよりなどに出してから、地域の方にはお知らせしております。

○ 川上委員

それは一般的にやっているという意味ですね。

そこでもう少し聞きますが、国が同和行政やめましたね。そして、福岡県は5年間暫定期間をとった。それも前年度で終了したということで、基本的にはもう同和行政というのは全国的な流れもあるけども、終結しなければならないという状況もあるけれども、終結しているわけです。ところが、昨年発足したばかりの飯塚市は、ことしもこういう体制をとっておると。どうしてこういうことやるんですか。

○ 人権同和推進課長

どうしてこういう体制と言われますけど、私ども、議員もいつも御質問されますけど、住宅新築資金のこれ各支所に置いてましたけど、その職員を引き揚げまして、各支所1名置いてましたけど、3名引き揚げまして、それで住宅新築資金に力を入れてやっておりますので、体制としては大きくなったとは考えてませんけど。

○ 川上委員

同和行政、国も県もやめてるっていうことになっておるのに、なぜ飯塚はやるのかということを知っているんです。根拠法は何ですか。何の法律に基づいてこういう体制つくっていくんですか。

○ 人権同和推進課長

平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、地方公共団体には人権教育啓発の責務が課せられております。地域の事情を踏まえた人権教育啓発を実施すべきものと考えています。基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の下、戦後60年たっても依然として

厳しい差別の現状がありますのでやっております。

○ 川上委員

この60年間、地域の差別の現状というのは変わってないんですか。依然としてってあなた言ったでしょ。依然として厳しい差別の現状っていうのが、60年間変わってないわけ。どういう認識でそういうこと言われているんですか。

○ 人権同和推進課長

やはりインターネット差別、それと、立花町の事件など、それとやっぱり厳しい現実と私は考えております。

○ 川上委員

じゃあねえ、国は同和行政最終するとき、いつも言いますが、総務省の地域改善対策室が、見解述べておるでしょ。なぜやめるのか。なぜ地方自治体は独自財源を投入してはいかんとおっしゃっているのか。ちょっと明らかにしてください、再度。

○ 人権同和推進課長

国が特別対策を終了する理由を述べさせていただきます。総務省大臣官房地域改善対策室が平成13年度1月26日付で、今後の同和行政についてと題した文書を出しております。

1、特別対策の終了。平成9年、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、地対財特法の改正（平成9年経過措置法）により、同和地区、同和関係者の対象を限定して実施してきた特別対策は、基本的には終了し、着手済みの物的事業等一部の事業について平成13年度までの経過措置として実施。平成13年度末（平成14年3月31日）に地対財特法の有効期限が到来することにより、特別対策の法令上の根拠がなくなることから、平成14年度以降の同和地区の施策に対しては、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性、的確な把握に努めた上で、所用の一般対策を講じることによって対応。

特別対策を終了し、一般対策に移行する主な理由。1、特別対策は、本来時限立法的なもの。これまでの莫大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化。2、特別対策法をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効でない。3、人口移動が激しい状態の中、同和地区、同和関係者も対象を限定した施策を続けることは実務上困難。

2、地方単独事業の見直し。地対財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換期に当たり、地方単独事業のさらなる見直しが望まれるというのが文章の全文であります。

○ 川上委員

その国の認識と先ほどのあなたの答弁、食い違うでしょ、大きく。

それで、この体制は人権同和というけれども、中心は同和でしょ。その体制は16人体制です。しかもこの中には——16人体制でしょ。それで予算。予算は昨年総括で4億4,000万円ぐらいあったと思います。ことしもそれぐらいあるでしょ。こういう国もやめて、そして、地方独自財政でするべきでもないというふう言われて5年、6年目なんです。そういうときに、昨年は4億4,000万円、ことしも数億円、4億円下らんでしょ。そういう規模の行政やろうとしているわけです。いいのですか。

それで、所管事務事業の概要について1があります。人権同和政策の総合企画及び調査に関すること。これは具体的にはどういうことをするんですか。

○ 人権同和推進課長

飯塚市の人権、1ですね。この中には、人権同和に関する、推進に関する実施計画、これを——済みません。これは、総合企画調整に関することですけど。中身については、これはまだやっておりますけど、飯塚市の人権啓発実施計画につきましては18年度で終了しております。そのため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき総合的な人権教育啓発のための指針をつくりたい、そういう考えですけど。

○ 川上委員

あなたが言った18年度で終わったものの中身は、国がもうやめたその年につくったわけですよ、旧飯塚が。それで、それを引き続きやるという意味ですか。

○ 人権同和推進課長

旧飯塚市がつくったのは2003年の3月ですけど。これについては、まだつくっていく必要性はあると思いますけど、いつごろまでにつくるという具体的な話はまだ考えておりません。

○ 川上委員

私はこういうのは要らないと思う。

それから、(2)番目、この同和地区、あなたが同和地区と言うし、同和地区とも書くわけですけど、この同和地区というのは、飯塚市ではどこに幾つあるんですか。旧自治体ごとでもいいですけど。

○ 人権同和推進課長

ええと。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:31

再 開 13:35

委員会を再開します。

○ 人権同和推進課長

今の御質問については、ちょっとお答えできません。

○ 川上委員

あなた方が多額の税金投入して、何、同和地区の改善事業をやると言っているんだけど、どこにどれだけの数の同和地区が、あなた方言うところの同和地区よ。幾つあるのか、聞いても答えられないわけ。

じゃあ、この同和地区には人が住んでいるでしょ。あなた方は何人そこに住んでいるという認識ですか。

○ 人権同和推進課長

わかりません。

○ 川上委員

あなた、自分で言っている、ここに税金を投入するというふうに言っている地区の数が言えない、答えられないって言ったでしょ。そこにどれだけの方々が住んでるのかわからないって言ってるでしょ。本当言ったら、わかるはずがないんです。もう同和地区だとか、同和地区住民とかないんだから。それは先ほど言った、あなた自身が読み上げた国の地域改善対策室が言っているじゃないですか。もう同和行政できないんだって言ってるわけです、国は。もともと同対振とか何とかとか言うんだけど、もうもともと時限法なんですよ。かなりのところまでやってきたと。これ以上やると、逆に逆行するんだとあって、国やめたわけです。

ところが、あなたがもう5年も6年もこれやろうとしているわけ。多額の税金投入して。だから、あなた方はどこに同和地区があるとか、自分たちが対象していること言うことできない。ましてや、そこにどんだけの人たちが住んで、どうなっているとか、わかるわけないでしょ。そういうところにあなた方は巨額の税金をつぎ込んでいこうとしているわけです。

じゃあ、もう余り踏み込まないでいきますけど、この3番に関係団体の連絡調整に関するところというのがあるでしょ。この関係団体というのは、どういう団体を想定しているんですか。

○ 人権同和推進課長

部落解放同盟飯塚市協議会、部落解放同盟嘉山地区協議会、全日本同和会飯塚支部の3団体でございます。

○ 川上委員

この団体には補助金が行ってますね。前年比でことしは補助金はふえてますか、減ってますか。

○ 人権同和推進課長

減っております。

○ 川上委員

どのくらい減ってますか。

○ 人権同和推進課長

1割カットで行っております。（「金額」と呼ぶ者あり）金額。済みません。まだ確定しておりませんので、確定的なことは言えませんので、御了承ください。

○ 川上委員

ちょっと待ってくださいね。そしたら、どこまで待つんですかね、今の話は。減らすというのも待つわけですか。1割というのは、答弁撤回ですか。はっきりしてください。答弁撤回なら撤回でいいよ。（発言する者あり）

○ 人権同和推進課長

1割カットの予定でいっております。（「その金額」と呼ぶ者あり）

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13：39

再 開 13：40

○ 人権同和推進課長

まだ暫定予算ですので、総額はちょっとわかりませんので、よろしくをお願いします。

○ 川上委員

先ほど1割カットという話がありました。見通しもあるんでしょう。それどころじゃなくて、もう全廃でいいと思うんだけど、先ほどの趣旨から言えば。

それで、1割カットというけれども、私、この間答弁で聞いた4番、人権啓発にかかわる事業、これ事実上、部落解放同盟飯塚市協を母体とするNPO人権いづか、そういう団体に業務委託しているでしょ。その委託料は2,800万円という見通しでしたね。合わせるとどうなるんですか。事実上、これ団体補助金です。そうすると、カットしたことにならないんじゃないですか。どうですか。

○ 財務部長

先日、本会議で担当の方がちょっと答えませんでしたから、予算面からこの件について若干お答えいたします。

質問がっておりますこれ団体の補助金じゃないかということですが、これは決して団体の補助金ではございません。一定の事業をお願いして、これは市が直でやっていて、一部、もう2年前に既にそういうのを、御存じだったかどうかわかりませんが、市が直接やっていた事業をそのNPO法人をお願いしております。そのとき市が直接やったよりも経費が非常に少なく、研修の中身も市が直接やっていたよりも数段改善されたと。2年間いわゆる試運転といたら言い方、言葉が正しいかどうかわかりませんが、2年間の経過を踏まえて、実績も上がった、経費も安上がったということで、今度は飯塚市全体の啓発を行革の絡みの中で、また市の予算も直接費で、トータルで経費は非常に節減できるという中でお願いしております。

ただ、全体を委託しましたから、委託金額はふえております。指摘されるように。ただ、中身は啓発事業を市が直接やっていたものを、全体的にトータルで。ただ、指導自体は行政が指導的役割は担っておりますが、それに従って向こうが啓発事業をやっていただく。地域でいろんな研修会等の開催、それから参加人員、その報告、実績に基づいて一定の効果が上がっているのであれば、それは経費も安上がると。それは全体予算の中で、また、特別委員会の中で

御質問があればそれは証明でき……今のところまだ予算は出しておりませんので、この辺で答弁をさせていただきますが、いわゆる投げ渡しの補助金ではないということだけは申し上げて、私の説明を終わらせていただきます。

○ 川上委員

もちろんこれが予算上、補助金扱いになっているとは私も思いません。実質そうじゃないかというふうに指摘をしているわけです。

それで、いずれにしても、本来もう同和行政終結でやるべきでない事業が、安くなったから、高くなったかもよく精査してないんだけど、安く仮になったとしても、やるべきでない事業を安くなってやっておりますというような話では納得し難い。

それから、8番に住宅新築改良資金に関することがありますね。これなかなか改善が進まないんだけど、昨年この所管事務のときに、事務調査のときに、旧飯塚では貸し付けのときに資格審査ということで、特別調査資格調査会というのをつくったと言ってましたね。要するに、ここに旧飯塚の場合は責任を求めていくことはできないのか、と思うわけです。ここはどういうメンバーで構成されていたんですか。

○ 人権同和推進課長

旧飯塚の場合は、同和对策課長、それと学校教育課長、あと運動団体の書記長で構成しておりました。

○ 川上委員

じゃあ、この間と同じことになりますけども、要望にとどめますが、やはり部落解放同盟市協の書記長でしょ。書記長というのは。ここにも一定の責任を求めていく必要があると思います。そのことを指摘して、これについての質問を終わります。

○ 委員長

ほか質疑ありませんか。

○ 川上委員

情報推進についてお尋ねします。12ページ。個々の問題もあるんですが、震災対策、震災など大規模災害というふうに言っていると思うんですが、これに対する対策、対応はどのようになっているかお尋ねします。

○ 情報推進課長

委員御指摘の問題につきましては、私どもも以前から非常に懸念しておるところでございますけども、今のところ私どもが所管しておりますサーバー室等に関しましては、免震構造であるとか、耐震構造、そういったものには対応しておりません。以上です。

○ 川上委員

そうすると、震度7以上が来ると、もう壊滅ということですか。

○ 情報推進課長

構造計算、私は詳しくはありませんので、そのあたりにつきましては、本市の建築課等としないといけないと思いますけども、私どもはおりますサーバー室につきましては、今議員御指摘の震度7に対応できるかどうかといったところについては、私ども今お答えすることはできません。以上です。

○ 川上委員

確かにサーバー室だけ大規模災害のときに温存できても、それから先の末端がつながってなければ機能しないという点では同じことになるんだけど、何らかの対策を研究しないといけないのではないかなというふうに思いましたので、あえてお尋ねしました。

続けていいですか。

○ 委員長

はい。

○ 川上委員

19ページ、これはまだ行き過ぎですか。

○ 委員長

ほか質疑ありませんか。

(な し)

次に、総務部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

19ページに管財課の所管事項の概要というのがありますけれども、どこということになるわけではないと思うんですが、昨年、旧庄内の格安土地売却問題がありました。管財課としてどういう教訓を得たのかお尋ねしたいと思います。

○ 管財課長

ただいまの委員の質問ですが、現在、福岡地方裁判所ですかね、あちらの方で裁判中でございますので、内容については答弁は差し控えさせていただきたいと考えておりますが。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:48

再 開 13:50

委員会を再開します。

○ 総務部長

中身につきましては、今答弁しましたように、裁判の係争中でございますけれども、いずれにいたしましても、事務の執行に当たっては、きちんと透明性、公平性、それらを確保しながらやっていく。これに限らず、すべての事務についてはそういった教訓は改めて感じておるところでございます。

○ 川上委員

公有地を売却した場合、売却相手についての情報公開請求が出た場合は、これにはどういう態度をとりますか。非開示、開示。

○ 管財課長

総務委員会等には決算等で報告いたしておりますが、情報公開等で請求があった場合につきましては、名前と金額等は伏せて開示していると考えております。

○ 川上委員

昨年の総務委員会の所管事務で私が、ほかの委員も聞かれましたけど、庄内のこの件についてだれが購入したのかお尋ねするというふうに言ったときに、あなた方は情報公開請求に対して非開示の決定をしたので委員会で答えられないと言われましたね。その考えは、今もそうですか。

○ 管財課長

たしか最初の委員会のときには、5月だったと思いますけど、今申しましたように、名前はお教えできないということで、たしか答弁したと思います。

しかし、7月の総務委員会におきましては、調査、回答するというので、委員会の場で申しておりましたので、そのときには調査結果といたしまして、氏名、住所等は開示をいたしております。以上です。

○ 川上委員

私が今聞いたのは、こういうこと聞いたんです。情報公開で非開示の場合は、議会に対しても答弁しないかということ聞いたんです。

○ 管財課長

先ほどの答弁とちょっと重複するかもしれませんが、議会の委員会に調査、報告するとい

うことで前の委員会のために申ししておりましたので、後の総務委員会では名前を公開いたしております。委員会の中で。

○ 川上委員

じゃあ、ちょっとわかりにくいので、これ言います。そしたら、議会に報告したでしょ、住所、氏名。そしたら情報公開、その後、請求したらどうなるんですか。やっぱり非開示でするんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13 : 53

再 開 14 : 02

委員会を再開します。

○ 総務課長

個人情報の開示につきましては、一般的に個人情報の取り扱いにつきましては、原則非公開としているところがございますが、一たん議会等に出しました個人情報につきましては公開することができる取り扱いとなっております。以上です。

○ 川上委員

なかなかわかりにくいんです。議会で答弁求めると、情報公開で非開示にしていますから答弁できないという答弁なんですね。いいですか。情報公開で非開示だから答弁できないというふうに言うんです。そして、これ一つ。議会でその後、仮に答弁したとすれば開示できるというんです。2つの問題の間、すごいでしょ。

だから、根底的に何があるかという、今度の場合は、職員と議員じゃないですか。その名前を明らかにしなかったわけです。だから、不透明性きわまりないという批判が市民の中から生まれるのは当然です。この辺は教訓とすべき、私は一番の問題だと思うんです。裁判中だから明らかにできませんか。そんなことないでしょ。

次の質問に、いいですか。

人事課の関係ですが、昨年もお聞きして、まだ規定がないということだったんだけど、市の職員と指名業者の交際について制限があるかと思うんですね。それはどのようになっていますか。

○ 人事課長

本日、報告事項に上げておりますけども、職員の倫理規定、これを制定いたしておまして、その中で御説明させていただければと思っております。以上です。

○ 川上委員

それはわかりました。後でお聞きいたします。

それから、総務に係るところで防災の関係お尋ねしたいと思います。14ページ。(3)番に防災があります。それで、災害発生時の災害時要援護者避難支援マニュアル、あるいはその具体化についてはどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○ 総務課長

避難の際のいわゆる災害弱者と言われます要援護者につきましては、おおむね2本の柱を考えております。一つは情報提供ということで、視覚障がい者、あるいは聴覚障がい者の方々に速やかに情報を提供をすることが1点でございます。もう一点は、いわゆる寝たきりとか介護の必要な方、これらの方々の避難のための移送ですね。これが非常に重要だというふうに考えております。いずれも高齢者支援課、あるいは社会・障がい者福祉課におきましては、こういった要援護者のリストをあらかじめ準備しておまして、関係機関、特に高齢者であれば老健とか特養といった施設、それから、障がい者であれば当事者団体等の御協力等を得まして、速やかな援護ができるように検討しているところでございます。以上でございます。

○ 川上委員

なかなか難しい課題もあると思うんですが、水害の問題について言えば、もう間もなく梅雨が始まるわけです。それで、全面的にというふうになる方がもちろんいいんだけど、7・19など、災害の記憶があるところ、記録のあるところについては重点的に弱者対策を急ぐ必要があるんじゃないかというふうに申し述べて、この質問を終わります。

○ 委員長

ほか質疑ありませんか。

○ 兼本委員

ちょっと1点だけお尋ねします。16ページの人事課の中で、今度新しく政策秘書室というのをつくって、この中に政策担当を2名配置するというようになっておりますが、これも新しい部門だろうと思いますけど、大体具体的に政策担当というのはどういう仕事を大体されるわけですかね。

○ 人事課長

秘書室という名前にしておりますが、実質的には1名の増と。政策担当に主査級を配置したもので、秘書室という名称にしております。これにつきましては、昨年からタウンミーティング、それからランチミーティング等々、住民との協働まちづくりに向けた取り組みをやっておりますし、市長会、これにつきましても、各自治体がいろんな問題を抱えて活発な活動をやっております。そういったことから、これからまちづくりに対しての情報提供ですね、これを身近な秘書の部門で市長、副市長に提供しよう。そういったことで、総合政策課の持っております機能の一部を秘書の方に移したものでございます。以上です。

○ 兼本委員

ちょっとようわからんと。いずれにしても、そうすると新しい例えば今言うまちづくりについての提案を議会に提案するとかいうやつ、それをまとめるとかいうような形になるわけ。ちょっと具体的に、ちょっと。

○ 人事課長

具体的に、今、市長とも副市長とも打ち合わせやっているわけですが、いろんな問題が惹起いたしております。タウンミーティングでもいろんな指摘がすぐに出てまいりますし、それへの素早い対応とか、いろんな先進情報等々を市長の身近にあって伝えると。政策決定の一助をなすということが大きな目的の一つでございます。以上です。

○ 兼本委員

市長にこういう情報がありますよとか、タウンミーティングでこういうものが出たときにこういう出ましたよとかいうようなことについてのいろんな解決策とか、この問題は先進地でこういう問題もあってますよというようなことを、市長、副市長に提言するという、住民にじゃなくて、市長、副市長に対する政策ということか。

○ 人事課長

そのような形で情報提供を素早く行いまして、円滑な政策決定の一助になればということを考えております。以上です。

○ 兼本委員

職員が相当少ない中で1名これに張りつけたということですけど、まず総合政策という一つの課があって、当然タウンミーティングも総合政策の課長が司会をやって、仕切って多分やってたもんね、あのときには。だから、ただ市長、副市長にそういうふうなことをやるだけということであれば、わざわざ1名張りつけておく必要があるのかなと。その職員が余分に余ってるならまた別やけど、今少ない中でいろいろやってるわけやから。だから、そのところの整合性が、総合政策課と秘書、この政策担当というその整合性がどうもそのピンと来んわけ。

いずれにしても、そういうタウンミーティングでこういう問題が苦情とか何とか出たときに、

それを解決するとか何とかいうようなことになれば、当然総合政策とか何とかに持ってくることになるわけやろ。これまだつくったばかりで、4月につくったばかりやから、実際に1年か2年ぐらい様子見てみるとどういふものやったかちゅうことわかんと思ひますから、具体的にはそういうことがわかってからまた質問させていただきますけど。どうも総合政策課とこの政策担当との整合性がちょっといまいピンと来ません。

人員もかなり縮小されて、ことし採用するのかどうか知りませんが、少ない中で、ただ市長、副市長にそういうふうなものをするのであれば、総合政策課で私は十分じゃなからうかと思ひますので、これはできたばかりですから、一、二年の経過、実績を見てまた改めて質問させていただきますので、もうこの程度でやめておきます。

○ 川上委員

済みません。防災の関係で先ほど聞けばよかったんですけども、質問の漏れがありました。

つまり、災害発生時の支所の救援体制というか、体制の問題なんです。実は昨年質問しまして、支所で災害対策本部つくるときには、支所長の判断で10、35、50、全員の動員体制を自己の決断でできるという答弁だったんです。そのとおりに今なっておるだろうと思ひますが。

ところが、一方で、今度の人事異動の関係、構成の変更の関係で、職員が6割に減っているという状況があるんです。中身が分かりませんが、異動によって、例えば庄内ですと庄内だった人が、合併前と比べるとどうでしょうか。5割ぐらいになっているんじゃないでしょうか。もっと少ないかもしれません。そうなってくると、ことしの梅雨の時期にもちょっと心配されるんですけど、その辺の考慮はどうなっていますか、お尋ねします。

○ 総務課長

ただいまも委員の方から御指摘ございましたとおり、私どもそのあたりを今年度は一番懸念しているところでございます。昨週でございますけども、支所の総務課長、幹部職員とお話し合いを持ちまして、現在考えておりますのは、初動体制でございます災害警戒本部が設置された場合、それと、動員の第一配備、ここまでは従来の手順で支所の方でも対応できるのではないかと考えております。

ところが、第二配備以降になりますと、職員の2分の1以上配置するということになります。現在、支所の方では警戒本部作成の段階でもう既に支所の職員の3分の1が出務しなければならぬというような、非常に人数的に厳しい状況でございますので、第二配備以降につきましては、本庁の方からの応援体制をとるようなことを現在考えておりますが、実を言いますと、今週、再度支所の総務課とその辺りを協議詰めまして、5月25日の防災会議までには対応策を検討して考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 委員長

川上委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ありませんか。

（なし）

次に、財務部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

済みません。45ページに納税課、納税管理課ですか、納税課になったんですかね、があります。その（2）番の中に特別滞納整理担当という項目があって、そのマル1に悪質滞納者という表現があります。この悪質滞納者というのはどういう規定なのか、まずお尋ねします。

○ 納税課長

悪質滞納者、高額滞納とか、何年も滞納している方、その方たちとそれなりの折衝をするんですけど、税金を納付するという意識の薄い方あたりがおつてあります。そういう方たちを悪質滞納者。それとあと財産を持ってあつたり、あるいは預貯金があつたりして、納められない

方あたりを悪質滞納者というふうに見ております。以上でございます。

○ 川上委員

それで、状況によって差し押さえということになるわけですね。それで、昨年もお尋ねしましたけども、差し押さえるためには差し押さえる資産があるかどうか確認しないとけないということになるんですが、旧飯塚では国税徴収法に反して、相当な理由があるとき以外を含めて、個々に資産があると思われるところも含めて網羅的に資産調査をかけて、それが国税徴収法に反しているということを旧飯塚で認めて、新市においてはどうかというふうに昨年お尋ねしましたところ、旧飯塚が是正した方向で当分の間はやるという答弁だったんですね。それで、現在はどうなっておるのか、今後どうするつもりなのかお尋ねします。

○ 納税課長

現在も去年答弁しましたように、もう是正した形の中でやっております。今後につきましても、そういう形でやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○ 川上委員

これは課税課に係るのか、納税課に係るのかちょっとわかりにくかったんですが、ことしの6月から7月にかけて相当な納税に関する相談とか苦情が集中するということが予想されますけども、実は今の段階でもいろいろ税に関する減免制度がありますね。なかなかハードルが高かったりするんですけども、この減免制度の内容、周知するのが弱いように思うんです。これはこういう減免制度がありますよとかいうことについては、どういうふうに周知されてますか。

○ 課税課長

お答えします。固定資産税につきましては、納付書の中に一緒にチラシ等を入れて配付するように予定しております。

以上です。

○ 川上委員

例えば、障がい者控除がありますね。大体障がい者手帳を持っていけばということになるんですが、飯塚市は介護認定受けている方についても4と5でしたでしょうか、手帳がなくなっても介護を受けているという証明で障がい者控除受けられますね。そのようになっていますかね。

○ 課税課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

例えばこういう、例えばですよ、こういうことについては周知はどうされてますか。

○ 課税課長

確定申告時に職員の方からそういう該当する方には申し伝えるように心がけております。以上です。

○ 川上委員

何かあそこに、窓口が大きく一目でわかるように、こういう場合は税控除だとか、例えば国民健康保険税の減免とかあるんですよというのを、お年寄りでも一目でわかるような、何かそういうことできませんかね、窓口に。あと市報などにもかなり大き目に載せるとか。そしたら、収納率が上がるじゃないですか。どうですか。

○ 課税課長

関係課と協議して、善処できる分は善処したいと思います。以上です。

○ 委員長

よろしいですか。はい。

ほか質疑ありませんか。

(な し)

次に、会計課について質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

次に、選挙管理委員会について質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

次に、監査事務局について質疑を許します。質疑はありませんか

○ 川上委員

財政援助団体等監査ですね。昨年お聞きしました。対象数の半分だけを監査するんだと、1年置きですということでしたね。昨年の実績とことしの計画はどうなっておるかお尋ねします。

○ 監査事務局長

18年度につきましては、1市4町の合併によりまして決算事務の事務量がふえたということで、昨年度につきましては、財政援助団体の監査をおこなっておりませんが、ことしにつきましては、4団体を計画いたしております。

○ 川上委員

昨年、財政援助団体半数について行うという答弁じゃなかったですかね。

○ 監査事務局長

いえ、昨年度につきましては、ただ今申し上げましたように、合併というので、決算審査事務の量が増加しましたので、前年度はできておりませんということ答弁いたしたかと思っております。

○ 川上委員

じゃあ、前年、平成18年度はしてないということなんだけども、ことしする予定の4団体、どこする予定ですか。

○ 監査事務局長

ことしは教育文化振興事業団、社会福祉協議会、シルバー人材センター、解放同盟でございます。

○ 川上委員

解放同盟は1つですかね。

○ 監査事務局長

失礼いたしました。2団体ございます。

○ 川上委員

同じ関連団体という点でいうと、同和会があらうかと思えますけど、同和会を外している理由は。これは援助団体になっていないんですか。

○ 監査事務局長

一応、財政援助団体の監査につきましてはの対象団体というのが、3年以上引き続き1,000万円以上の援助を受けている団体ということで定義づけいたしておりますので。以上でございます。

○ 川上委員

この結果はいつ公表になりますか。

○ 監査事務局長

それぞれ援助団体の監査日がそれぞれ月によって違いますので、その監査終わり次第、通知と結果につきましては報告する予定にいたしております。

○ 川上委員

もうそろそろ最後の質問に近いところですが、財政援助団体、毎年監査できない理由は何でしたか。

○ 監査事務局長

合併しまして対象課がふえたということでございまして、その分で定期監査の方にその分が

とられるということが一つの大きな要因でございます。

○ 川上委員

事務量がふえておるといことなんでしょうけど、本市は住民が求める方向での行財政改革に流れを切りかえなければならん、と私は思うんです。その点からいうと、いろんな角度からのアプローチが必要なんですけれども、監査の役割は非常に大きいと思うんです。事務量が多いのでできないというのは発想が逆ですよ。本当にむだをなくして、むだ、不正をなくしていこうというのであれば、ほかのことは削って、ここに力集中すればいいわけです。だから、2年に、補助金は毎年出しているんだから。だから、毎年やっぱり監査するべきだと思うんです。

これだれに聞いたらいいいんじょかね。監査事務局体制は厚くして、今度監査実施計画、今からつくるんじょ。だから、その中で4とか決めないで、ちゃんと全部8つ載せてもらうわけいきませんか。お尋ねします。

○ 監査事務局長

ことしの監査実施計画書というのは発表いたしておりますけども、今言いました分で、定期監査につきましては、部、課がふえたということもございまして、監査事務局といたしましては、現在の職員の人数の中で定期監査を今まで40日かかっていたものを30日で仕上げようとか、そういったふうな工夫はしております。

○ 川上委員

いろんな工夫はしてもらっていいんだけど、毎年監査というのをやる必要があるんじゃないかと思うわけです。先ほどいろいろ体制上のことについても、ほかの部、課の体制上のことも言われましたけども、市長、人が足りないで監査が十分に行えないということであれば、そう答弁されているわけだけでも、今本市が進めようとする行財政改革にとってもマイナスになると思うんです。

ですから、人をふやして、毎年監査、4つふえることになりましょね、毎年になれば。人をふやしてでも、4つ、財政援助団体の監査、ふやすわけにいきませんか。市長の行革の方向と一致するかどうかわかりませんが。（委員長の「行財政改革推進室主幹」と呼ぶ声あり。「市長の答弁は。市長に聞いてるやないですか」と呼ぶ者あり）

○ 総務部長

委員御承知のように、限られた人数で最大の効果を上げるべく組織を編成しておるところでございます。言われますように、監査の重要性というのも一つでございますけれども、今、監査の担当の方が言いましたように、現員勢力で精いっぱいやっておるところでございますので、今の範囲内で精いっぱいやるということで御理解をいただきたいと思っております。

○ 川上委員

全く納得がいかない。で、市長、どうですか。どう思われますか。私が言ってるのはおかしいですか。

○ 総務部長

それぞれ所管、限られた人数で精いっぱいやっておるところでございますので、なにとぞそこら辺の御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 川上委員

あのね、市長は生活者の視点で財政危機なんだから行財政改革を進めると言っているわけです。ところが、今ずっと私、所管事務で見ましたけど、鯉田工業団地だとか、それから目尾のこととか、それから同和行政、不透明ですよ。こういうところにお金がどんどん流れて行ってるし、行く気配があるわけです。生半可な金じゃないですよ。で、それを議会だって、行政だって、住民がいろいろチェックをかけないといけないんですよ。物すごく大事な局面ですよ、今は。

そういうときに、そのうちの一つの手だてとして監査がもっと頑張れるように人をふやしてでもと言ったんですよ。人をふやしてでも財政援助団体なら財政援助団体、あと4つじゃないですか。チェックかけたらどうかと言った。そしたら、市長は答弁ができないという態度なんですね。じゃ、答弁しますか。じゃ、答弁をお願いします。

○ 市長

施策の考え方の違いもあるんで、莫大な金をどんどん流していると私は一向に思ってませんし、監査に関しましては、これは市の、市民の税金からいろんな事業をさせていただいているわけですから、監査としては非常に大事なことだと考えておりますけれども、今言われるような目尾のことにしても、鯉田にしても、本当にそれがどうかということは、しっかり見て行きながら、私は事業を進めていきたいと思っておりますので、大型事業がいけないということには私は思ってません。それが将来においてはこの地域のためになることであれば、また定住人口がふえることであれば、やっていかなきゃならないことじゃないかと思えますんで、監査に関しての答えじゃないですけども、監査に関してはしっかりと見ていってもらいたいと思えますし、我々も事業を進めていく上においては、そんなにむだな金は当然使うつもりもございませんし、これは先行投資なのか、今はやめるべきなのかということも精査しながらやってるつもりですので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○ 川上委員

もう私の方で最後述べますが、監査の問題について言えば、やっぱりやるべきですよ。意見が違うようですけど、これはもう指摘しておきたいと思えます。

それから、大型開発云々の問題については、まず不透明だと言っているわけです。ね。市長はそんな金を使っているつもりはないと言われるんだけど、使ってるかどうか金額も言わないんですよ、議会にも、市民にも。生活者の視点という言葉が泣きますよ。このことを指摘して私の質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

○ 委員長

お諮りいたします。「所管事務の調査について」の本日の審査はこの程度にとどめ、5月9日水曜日午前10時から委員会を開き、現地調査を行いたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部からは5件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「職員の不祥事について」報告を求めます。

○ 人事課長

職員の不祥事につきまして御報告いたします。

公共工事発注に係る不適切な事務処理及び業者との飲食等に係る当該職員の懲戒停職処分と国民年金業務に関する不適切な事務処理に係る当該職員の懲戒戒告処分の2件の事案につきまして御報告いたします。

まず、第1の事案につきましては、既に新聞報道等によりまして御承知かと思えますが、合併前の旧庄内町におきます岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事発注に関するものでございます。

本件では、旧庄内町議会議員また同工事の落札業者である前沢工業株式会社九州支店の営業

担当者2名が、あっせん利得処罰法違反の疑いにより福岡県警に逮捕され、平成18年7月13日に前沢工業の担当者2名に有罪判決、また、9月6日に議員に対しても有罪判決が言い渡され、刑が確定いたしましたところでございます。

本事件につきましては、警察の方から返還されました事績等資料、また、刑事確定記録等裁判関係資料から基本設計及び実施設計並びに機械設備工事の入札に関連いたしまして、当該担当課長が町長の協議や指示の上ではございますが、議員の介入の中、特定業者を意識しての指名選考が行われるなど、不適切な事務処理の事実が明らかとなったものでございます。

また、当該課長は本件に係る機械設備工事の受注を意図した株式会社クボタから、平成15年6月の鯉田共同浄水場等に関する出張時に飲食の接待を受け、また、京都観光等の接待を甘受いたしましたものでございます。後日費用の支弁は行ったとの申し立てではございますが、過去にも信用失墜行為となる業者との飲食があり、本件以外でも利害関係者となる業者との飲食の事実がございました。そのため、人事諮問委員会に諮問を行い、その答申をもとに平成19年3月15日付をもって当該課長を停職6カ月の懲戒処分といたしましたところでございます。

なお、当該課長は平成19年3月31日付をもって依願退職をいたしております。

次に、第2の事案について御報告いたします。

穂波支所での国民年金業務に関しまして、受け付けいたしました免除申請など各種申請書の直方社会保険事務所への進達送付事務が、合併時の混乱も一因ではあったわけではございますが、職員、係長でございますが、この職務怠慢により遅延をいたしまして、保険料の督促がなされるなど市民の皆さんに多大な迷惑をおかけいたしました。

事務の処理は完全に完了いたしまして、市民の皆さんへの実質的な損害はなかったものの、市政に対する信用を失墜させ、不信を惹起した事案でございます。そのため、人事諮問委員会に諮問を行いまして、その答申をもとに当該係長に対しまして、平成19年3月15日付をもちまして懲戒戒告処分といたしましたところでございます。

第1の事案につきましては、合併前の事件とは申しまして、市職員による工事発注に係る不適切な事務処理や利害関係のある業者との飲食、これは市政に対する信用を著しく失墜させる行為でございますが、また、第2の事案につきましても、職務に対する責任感の欠如と、これに起因するものと判断されるものでございまして、まことに申しわけなく、深くおわびする次第でございます。

今後とも、それぞれの職責を担う職員一人一人がいささかの不信も抱かれることなく職務に精励するよう努め、また、公務員倫理のさらなる確立に向けまして強く指導を行ってまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、職員の不祥事、懲戒処分の概要について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

確認なんですが、報告の中で、「町長の指示や関与があったとはいえ」と聞こえましたけど、間違いありませんか。

○ 人事課長

当然のごとく町長の指示、単独で行ったことでございまして、町長の指示、協議等があったでございます。

○ 川上委員

市長として、前庄内町長に対する調査だとか、何か賠償的なことはされたか、考えておられるか、お尋ねします。

○ 人事課長

本件につきましては、現在住民訴訟の最中でありまして、賠償請求、これについてもその案件の中に入っておりますので、その分御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほか質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「飯塚市職員倫理規程及び飯塚市職員の懲戒処分に関する指針の策定について」報告を求めます。

○ 人事課長

飯塚市職員倫理規程及び飯塚市職員の懲戒処分に関する指針について御報告いたします。

まず、お手元の資料の職員倫理規程の方をよろしくをお願いいたします。

最初に、倫理規程でございますが、これは合併協議の中で新市で導入を検討するといたしたものでございまして、公務員としての倫理の確保と市民の信頼の確保に向け制定いたしましたものでございます。

これにつきましては、国家公務員倫理規程、また他市の規定等を参考に策定いたしましたものでございまして、県内では福岡市、大牟田市、朝倉市等12市が制定しておりまして、倫理規定違反の処分指針を含んだものといたしております。

まず、第1条でございますが、これは目的でございます。市職員が全体の奉仕者であって、その職務は信頼から負託された公務であることにかんがみ、その公務員としての職務に係る倫理、この保持に資するため必要な措置を講ずることによりその使命感の自覚と高揚を促すとともに、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とするとしております。

第2条が、定義でございます。職員が一般職であること、また、任命権者、業者等について規定をいたしております。

第3条が、倫理原則及び行動基準でございます。9項目にわたりまして職員が市民全体の奉仕者であり、公正な職務執行に当たらねばならないこと、常に公私の別を明らかにし、私的利益のために職務や地位を利用しないこと、利害関係人からの贈与等、疑惑や不信を招く行為の禁止、適正で効率的な事務の執行、不当要求への拒否等を規定をいたしております。

2ページの第4条でございます。第4条が、利害関係者の規定でございます。許認可等を行う事務、補助金等の交付事務、検査や監査の事務等7項目につきまして、おのおの利害関係者を規定をいたしております。

また、異動後3年間のみなし規定等を定めたところでございます。

第5条でございますが、これが利害関係者との禁止行為でございます。3ページでございます。10項目にわたりまして利害関係者からの金銭、不動産等の贈与、金銭の貸し付け、無償の物品や不動産の貸し付け、債務保証等、また供応接待や、ともに飲食や旅行をするなどの行為を禁止をいたしております。

また、第2項で、みなし規定、3項で、職務として携わる入札参加業者との交際の禁止を強く規定をいたしたところでございます。

第6条でございます。禁止行為の例外でございます。前条に規定にかかわらずということで、宣伝用の物品または記念品等広く一般に配布するもの、この贈与については例外規定ということでございます。

また、次に職務上必要であり、多数のものが出席する立食パーティー、それから、婚礼、葬儀に係る社会通念上相当と認められるものを受け取ること、それから、職務として利害関係者を訪問した際の提供される物品——簡単なもの、これは小さな軽微なものでございますけども——等々について規定をいたしております。

それから、2項でございますけれども、職員は私的な関係、当然利害関係人に私的な関係のものもおるわけでございますけれども、これにつきましては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条の規定にかかわらず掲げる行為をすることができるということにいたしております。

それから、第7条でございますが、利害関係者以外の者との間における禁止行為ということで、利害関係者に該当しない者であっても、その者から供応接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けてはならないということでございます。当然、私的関係におきましてもある程度の制限を加えていったものでございます。

第2項が、自己が行った物品もしくは不動産の購入、もしくは借り受け等、役務の提供等の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場合に居合わせなかった業者等と、こういういった者に負担として支払わせてはならないということで、ツケ回しの禁止規定でございます。

それから、第8条が、その他の禁止行為ということでございます。

第9条で、任命権者の責務として、公正な職務の遂行の確保に資するため、職員に対する指導等、その他必要な措置を講じなければならないといたしております。

それから、違反職員に対する措置等ということで、第10条に、任命権者はその違反の程度に応じて懲戒処分等、人事管理上必要な措置を講ずるものとするとして、この倫理規定の懲戒処分を行うことを規定いたしております。

そして、第11条でございますが、懲戒処分の基準でございます。この懲戒処分等の種類及び程度を決定するに当たりまして、次に掲げる事項を考慮するということで、あくまでも標準的な事例の処分案を出しておりますので、ここ1号から6号まで違反の動機、対応、結果、それから、職員の職責はどのようであったかと、職務権限です。そういったものについて検討すると。それから、職員が社会に——その事件ですね。これが他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであったかと、司法の判断はどのようなものであるのか、過去に違反行為を行っているか、日ごろの勤務態度、違反行為後の対応はどうであったか等々を見ながら、標準的な例を参考に処分を決定するといたしております。

第2条は、委任規定でございます。この訓令は19年5月1日から施行するといたしております。

6ページの方をお願いいたします。6ページ、7ページが先ほどの第10条に基づきます懲戒処分の対象となる違反行為及び当該違反行為に係る懲戒処分の標準的な事例として掲げております。

これにつきましても、先ほど申しましたように、国家公務員の倫理規定、他市の規定等を参考に標準的な処分量定を定めたものでございます。

1の倫理規定第5条、これは依頼関係人からの金銭または物品の贈与を受けた場合は免職、停職、減給、戒告と。これについては、量とか、その職務権限等々によりまして重さを決めていくものでございます。このような形で18の項目まで免職から戒告までの規定をおのおのの事案に応じて定めたものでございます。

以上、簡単でございますが、倫理規程についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、飯塚市職員の懲戒処分に関する指針という資料の方をよろしくお願ひします。

飯塚市職員の懲戒処分に関する指針、これにつきましては、昨年12月に交通事故——飲酒運転に起因しますものを中心といたしました交通事故等に関する規定につきましては、指針としてお示しいたしたところでございます。その際に、ほかの処分関係の分と同じに統一した指針を早急におつくりしますというふうに御説明いたしておりましたが、それを制定いたしましたものでございます。

まず、趣旨といたしまして、この指針につきましては、懲戒処分の厳正かつ公正に行うため

の標準的な処分量定に関する基準を定めるものというふうに、第1で規定をいたしております。

それから、第2でございますが、懲戒処分等の量定に関する基本的事項といたしまして、1から8項目まで決めておりますが、非違行為の動機、対応、結果はどのようなものであったかと、故意または過失の度合いはどのような程度であったかと、非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったかと、それから、社会に与える影響はどのようなものであったかと、倫理規程の処分の量定に関する事項と同様な規定を定めております。

第3が、交通事故等の報告でございますが、これは昨年12月に御報告いたしました交通事故に関する報告の規定と同じものを定めております。速やかに所属長に事故の報告をしなければならないと。

それから、2項といたしまして、重大な役務違反、こういったものの悪質な道路交通違反をいうということで、この分についての報告を行うとともに、免許停止処分を受けた場合は速やかに所属長にその状況について報告をしなければならないということを定めております。

第4が、所属長の責務でございます。こういった非違行為を行った場合につきましては、速やかにその旨を人事主管課長に報告しなければならないと。そして、常に把握に努めなさいということでございます。2といたしまして、報告書、別紙様式でございますが、それに合わせて記入いたしまして、人事課長を通じて市長に報告しなければならないということでございます。また、軽微な場合についての例外規定も定めております。また、所属長は、非違行為を行ったことが明らかである場合につきましては、厳重に注意を行い、再発防止に努めなければならないといたしたところでございます。

それから、第5といたしまして、管理監督責任でございます。これは、こういった非違行為を行った職員に対しまして適正な指揮監督を行っていなかった場合、そういった場合には管理監督責任が問われると。また、2といたしまして、非違行為をしていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、それを黙認した場合ということでの所属長への管理監督責任を明示いたしましたものでございます。

それから、第6といたしまして、関係職員の懲戒処分でございます。これにつきましては、非違行為をした職員に対しまして、当該非違行為に係る事項を教唆し、また、幫助したと認められる場合、それから、非違行為を了知していたにもかかわらず黙認し、または、非違行為を全部または一部を一緒に行った場合ということで、関係職員がその非違行為に共犯ないし幫助、それから黙認した場合については、懲戒処分の対象になるということを定めてものでございます。

第7といたしまして、交通事故等の非違行為における情状等による加重、軽減等ということで、情状による量刑の加重、軽減等を定めたものでございます。

この指針につきましては、平成19年5月1日から施行するといたしております。

4ページをお願いいたします。ここで、非違行為につきまして、まず一般服務関係ということで、欠勤、それから遅刻、早退、休暇の虚偽申請、勤務態度不良等々を定めております。

それに対する量定につきまして、欠勤であれば正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合は減給または戒告と、11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合は停職または減給と、21日以上の間勤務を欠いた場合は免職または停職というふうに、おのおのの項目についての標準的な処分量定を定めております。

5ページの方をお願いいたします。こちらの方が個人の秘密情報の目的外収集ということで、情報関係の個人情報、これを勝手に収集したとか、そういった場合の規定でございますが、減給または戒告という形で、昨今、コンピューター関係いろいろございますが、厳しく量定を定めております。それから、14項目でセクシャルハラスメント等を定めております。

それから、6ページ、7ページの方をお願いいたします。6ページが公金、公物取り扱い関係でございますが、横領、窃盗、詐取、紛失等でございますが、横領等については免職という

形にいたしております。それから、コンピューターの不適正な使用ということで、減給または戒告といたしたところがございます。

下の方でございますが、公務外非行の関係ということで、放火、殺人、傷害と。これについては、もう当然重たい量刑ということで、免職、免職という形になっております。

それから7ページでございますが、右下が交通事故、交通違反関係でございますが、これについては、昨年12月に定めました量刑と同じ量刑となっております。

あと、9ページ以降につきましては、様式でございますので、簡単でございますが、2件につきまして御報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

これに該当するところがあるのではないかと思うんですけども、2つお聞きしたいと思うんですが、1つは、職員に対して不正と思われる行為があった場合の対応マニュアルは独自にあるのでしょうか。それとも、これにかぶさるのでしょうか。

○ 人事課長

職員に対して圧力がかった場合のことというふうに理解いたしますけども、この中で、5ページの(12)でございますけど、5ページでございます。処分の方でございますが、こちらで内部通報関係ということで、非違行為の事実を通報窓口に通報した職員を詮索して、または、これに不利益を及ぼし、もしくは、及ぼそうとした場合の罰則規定等を設けております。通常に対応マニュアルという、職員が圧力を受けた場合の対応マニュアル、こういったものは作成はいたしてはおりません。倫理規程の中で今後運用を指定しようというふうに考えております。

○ 川上委員

私が2つと言ったのは、1つは、そういう不正な圧力があった場合の対応マニュアルの問題と、もう一つは、内部告発する場合に、告発した職員がそれによって不利益をこうむることがないように、きちんとガードするということが要るだろうと思ったんですが、それは、今言われた5ページの12でかみ合うのかなという感じもしますが、そのところの考慮はどうでしょうか。

○ 人事課長

質問者が言われております件につきましては、公益通報保護制度にかかわるものと思っておりますけども、国が公益通報保護法というのを制定しておりますので、それに準じて飯塚市においても通報者、内部告発とおかしいんですけども、情報提供者に対する保護、これについては対処するようにいたしております。以上です。

○ 永露委員

懲戒処分に関する指示について少しお尋ねをいたします。

この中で、3ページになりますけども、第7の2項の(3)ですか、少し理解がいかんですが、この3についてのこの軽減措置ですけども、この軽減措置の中の4つの中の3について少し掘り下げて御説明いただけませんかでしょうか。

○ 人事課長

これにつきましては、飲酒運転は飲酒運転でございますが、飲酒後睡眠をとるなど相当な時間を経過しておった場合、俗に二日酔い関係で本人は大丈夫と思っていたというときに、二日酔いについては個人差もございますもんですから、悪意を持って酒を飲んですぐに運転したとかじゃなくて、十分な時間をとった本人が判断した後に呼気中にアルコールが検出されたとか、そういった場合を想定したものでございます。以上です。

○ 永露委員

今言われたことで、道交法の上ではどうなっておりますか。

○ 人事課長

呼気中のアルコール濃度でございますので、道交法上差はございません。

○ 永露委員

道交法上、同じ飲酒運転なんですよ。違いはないわけなんですよ。一晩寝たからって飲酒運転でしょ。一晩寝たからって許してもらえますか。ないでしょう。法令上そのような扱いになってるものを、一晩寝たからといって、悪意はなかったからといって軽減措置にすることについてはいかがでしょうか。

○ 人事課長

あくまでも、量定の軽減ができるこの第7でしておいたものでございまして、そういった状況を判断した中で量定の軽減ができ得るということでございます。以上でございます。

○ 永露委員

おかしい。そうであるならば、この軽減措置のこの3項については、削除するべきじゃないですか。いかがですか。

○ 人事課長

酒気帯び運転の規定でございますけども、相当の時間を置いたということであれば、本人のそこに努力もある。意識的に酒気帯び運転ではないという認識のもとに行っていたと。善意であるというような状況を想定しての条項でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○ 永露委員

悪意の飲酒運転と善意の飲酒運転の違いを教えてください。

○ 人事課長

酒気帯び運転につきまして、基本的にこの処分要綱、これについては処分指針でございますが、免職という形を基本に据えております。そのような観点から、重たい懲戒免職が基本ですよというところがございますので、それに対する量定の軽減を入れたものでございますので、そういった分について御理解のほどよろしく願いをいたします。

○ 永露委員

ね、課長、いわゆる、あなたはここに掲げてあるのは、こういう場合であると軽減のいわゆる情状の余地がありますよということなんですよ。情状の余地がありますよ。で、その中で、あなたが言われるのは、そこに情状の余地の中に悪意か善意かと、あるいは、本人の主観が入って、これならば大丈夫かどうかとかいうことがその境界になっているわけなんです。そういう中で、ただ法令上は、どういう状況であれ飲酒運転になることは間違いのないわけです。同じ飲酒運転です。一晩寝ようが、二晩寝ようが、飲酒運転は飲酒運転なんですよ。

だから、そういう法令で同じような取り扱いになっているものの中に、同じ扱いの中に、その情状を、そこに善意とか悪意とかいう非常に主観的な範囲の判断の中で軽減措置が設けられるということについては、どうもおかしいと思うんですがね。いかがでしょうか。

○ 人事課長

当然酒気帯び運転ではなくて、酒酔い運転というような状況であれば、もう最初から許されるものではないと考えております。酒気帯び運転におきましても、十分な時間をとったということが考えられるというような場合についての、あくまでも例外措置としての、することができるということでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○ 永露委員

あなたの言い方ですと、飲酒運転ならだめですが、酒気帯び運転ならいいということですよ。いわゆる今飲酒運転一くるみになってますけども。そこに酒酔い運転と酒気帯び運転とありましようけど、そういうわけ方ができるんですか。酒気帯び運転ならいいんですか。許されるん

ですか。違うでしょう。だから、このような非常にあいまいな軽減措置は削除すべきですよ。

○ 人事課長

飲酒運転、酒気帯び運転につきまして、基本的に懲戒免職という形で処分指針を策定いたしました。そのような観点からの項目でございますので、貴重な御意見として承りまして、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

○ 永露委員

今後の検討課題ですが、5月1日から施行するわけでしょう。どこに検討するんですか。

○ 人事課長

5月1日からこれを施行するといたしております。このような事例はまだ起こってはおりませんが、今後の中で数多くの事例が出てくるものと思っております。そういったものを踏まえまして、対応させていただければと考えております。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。本件は報告事案でありますので御了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:05

再 開 15:12

委員会を再開します。

次に、「男女共同参画に関する市民意識調査について」報告を求めます。

○ 男女共同参画推進課長

昨年実施いたしました男女共同参画に関する市民意識調査について御報告いたします。

今回の市民意識調査は、6月議会に上程予定の飯塚市男女共同参画推進条例及び現在策定中の男女共同参画計画——これは仮称でございます——の基礎資料とするとともに、今後の施策の参考とするため、また、新生飯塚市民への男女共同参画についての広報、啓発のために実施したものでございます。

調査対象者は、平成18年8月7日現在市内に居住する20歳以上の男女3,000人で、対象者抽出は、旧4町——穂波、筑穂、穎田、庄内に重きを置いた調査にするため、旧4町の抽出数率を旧飯塚市の2倍にして調査標本をふやす層化有作為抽出によるものでございます。

調査期間は、平成18年8月16日から8月30日までの15日間、中間で一度郵便による督促を行っております。

調査票の回収でございますが、回収数は1,608件、53.6%の回収率でございました。

調査報告書は300冊、ダイジェスト版1,000部を作成いたしまして、市内の行政機関、学校などの教育機関、市議会議員の皆様、報道機関等、また、県内の男女共同参画行政担当機関等に配布させていただくものでございます。

また、このダイジェスト版につきましては、講座等で配布いたしまして、男女共同参画の推進についての問題の提起等推進についての資料に使用させていただきたいと思っております。

なお、内容の一部につきましては、市報及び市のホームページに掲載いたしております。また、本日委員の皆様方には報告書をお配りしております。

以上で、簡単でございますが、意識調査についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 管財課長

お手元に資料を配付いたしておと思いますが、公用車による交通事故につきまして報告をさせていただきます。

本件事項は、平成18年の12月1日午前11時——済みません、訂正させていただきます。資料はございませんけど、交通事故の報告について報告をさせていただきます。

本件事項は、平成18年の12月1日午前11時45分ごろ、教育委員会、学校教育課職員が公務で穂波庁舎から本庁へ向かうため、穂波庁舎側から徳前方向へ同交差点を通過しようとした際に、横断歩道を左側より渡ろうとした自転車と公用車の後部が接触したものでございます。

相手方が転倒し、相手方の損傷は頸椎捻挫、両足関節挫傷、両膝挫傷で、現在も通院中であります。自転車も、ハンドルのゆがみと損傷を与えております。

事故の原因ですが、職員が公用車で横断歩道を通過する際、横断の可能性のある自転車があるにもかかわらず、徐行または一たん停止を怠ったことが主たる原因だと考えております。損害賠償額につきましては、現在相手方と協議をいたしているところでございます。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っておりますが、今回の事故につきましても横断歩道を渡る可能性のある自転車に対する注意不足が原因であると考えております。当該職員は厳しく指導するとともに、他の職員も安全運転に心がけるよう指導を重ねてまいります。

以上、簡単でございますが、公用車の事故の報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「行財政改革の推進について」報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革の推進について御報告いたします。

昨年11月6日に策定いたしました行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画につきまして、昨年12月定例会開会中の6常任委員会で御報告いたしました。改めて内容等につきまして御説明いたします。

まず最初に、行財政改革大綱について御説明いたします。

配付いたしております行財政改革大綱の1ページをお願いいたします。本市財政の危機的状況、行財政改革の必要性など、大綱策定の趣旨について記載いたしております。

2ページから4ページにかけて、本市の財政状況、4ページから6ページにかけて行財政改革の必要性について記載いたしております。

7ページをお願いいたします。大綱に基づく実施計画の計画期間でございますが、平成18年度を起点といたしまして、平成22年度までの5年間を計画期間といたしております。なお、必要な時点で随時見直しを行っていくことといたしております。

次に、数値目標でございますが、財政再建団体への転落を回避し、かつ、平成22年度までに単年度収支が黒字となることを目標といたしております。

下段の基本理念でございますが、8ページをお願いいたします。2つの基本理念を掲げております。行財政の簡素化、効率化を図り、安定した行財政基盤の確立、2つ目が、市民と行政が協働した自主自立したまちづくりの推進。

次に、基本方針でございますが、5つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針に基づいて推進項目を掲げております。

まず、1つ目が行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立、推進項目といた

しましては、財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素、効率化の推進、民間委託等による民間活力の活用、公共施設の統合整理及び有効活用等、地方公営企業の経営健全化、外郭団体等地方公社、一部事務組合、第三セクターなどの経営の健全化。

2つ目が、地域の個性及び特性を生かした一体性、均衡ある発展の確保、推進項目といたしましては、地域の物的、人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性、均衡ある発展の確保。

3つ目でございますが、市民の視点に立った行政サービスの推進、推進項目といたしましては、便利でわかりやすいサービスの提供。

4つ目が、市民との協働、パートナーシップによる行政運営の構築、推進項目といたしましては、人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進。公正で透明性の高い行政運営の推進。

5つ目でございますが、分権型社会に対応した自主自立性が発揮できる組織体制の確立、推進項目といたしましては、時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織機構の構築、組織のフラット化と庁内分権の推進、定員管理及び給与の適正化、職員の意識改革と人材育成でございます。

内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、行財政改革大綱に基づく実施計画でございますが、実施計画の行政素案を行財政改革推進委員会に御提案し、御意見、御提言をいただいたものを取りまとめておりますので、別冊になっております意見、提言書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。中段に記載されてありますが、今回の意見、提言につきましては、平成19年度当初予算に少しでも反映できるように短期間で取りまとめたものであり、市が今後策定する大綱等の進行管理については適宜報告を受け、さらに点検しながら、1年または1年半後には公募市民等も含めて再度組織し、抜本的に大綱等の見直しを行う必要があることが付記されております。

2ページをお願いいたします。各委員からの意見が集約されておりますが、その主なものといたしまして、事務事業の取捨選択の必要性、市民との対等なパートナーシップの構築、課税客体の適正把握及び市税等滞納整理対策の実施等の意見、提言が述べられております。

次に、実施計画でございますが、別に配付いたしております実施計画をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。大綱の基本方針及び推進項目に基づいて具体的な推進項目を掲げております。

4ページをお願いいたします。推進項目の集計表でございますが、一番下の合計欄に記載いたしておりますように、項目数は98件となっております。効果見込み額でございますが、平成18年度、2億9,941万7,000円、平成19年度、21億5,961万円。平成20年度、25億9,736万6,000円、平成21年度、37億4,565万6,000円、平成22年度、41億3,748万円、5年間計で129億3,952万9,000円となっております。

次に、個別の推進項目につきましては、別に抜粋いたした表をお配りいたしておりますが、その中には、全課にまたがるもの、それから、総務委員会の所管に関する主なものについて抜粋いたしております。

なお、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、財政シミュレーションと行財政改革の効果額との関連について御説明いたします。

財政シミュレーションをお願いいたします。このシミュレーションは、平成18年度12月補正予算をベースといたしまして、昨年11月一定の条件をもとに平成27年度までの10年間分を作成いたしましたものでございます。

次のページに各費目の条件を記載いたしております。なお、このシミュレーションは平成

19年度予算編成前に作成しておりますので、現時点の状況と異なる箇所が若干生じております。

次のページをお願いいたします。10年間分の財政シミュレーションでございますが、歳出の状況の下の方に記載いたしておりますAの欄でございますが、歳入マイナス歳出、一般会計でございますが、行財政改革を実施しなかった場合の財源不足を記載いたしております。その下のB欄でございますが、前年度末における財政調整基金及び減債基金の残高を記載いたしております。C欄でございますが、前年度決算剰余金積立金を記載いたしております。D欄は、行革実施計画の全会計における効果見込み額、G欄は、平成18年度の行革効果見込み額と特別会計、企業会計を除いた一般会計のみの行革効果見込み額を記載いたしております。H欄は、行革実施後の単年度収支額を記載し、I欄は、行革後の年度末基金残を記載いたしております。

A欄の歳入マイナス歳出、一般会計でございますが、平成18年度は22億8,300万円、平成19年度以降毎年40億円程度の財源不足が予想されるところでございます。昨年度の当初予算で約52億円の財源不足が生じ、財政調整基金や減債基金を取り崩した中で収支バランスをとっているという御説明を行ってまいりましたが、平成17年度の決算、18年度の交付税、予算執行状況等を精査し、昨年12月の補正予算の時点では財源不足額が22億8,300万円となったところでございます。

その主な理由でございますが、最終ページをお願いいたします。まず、歳入では、市税――主に法人市民税でございますが、その収入増で約1億7,600万円、交付税の増で約9億3,400万円、国保会計繰り出し金の精算で約1億8,000万円、繰越金の増で約9億5,600万円、歳出では、行財政改革の平成18年度中の実施分で約2億9,900万円、執行残で約4億1,300万円等で約29億1,700万円の財源が確保することができましたので、財源不足予想額が約52億円から22億8,300万円となったものでございます。

なお、その下段の方に平成18年度と平成19年度の財源不足の比較を記載いたしておりますが、その増減の主なものといたしまして、歳入で、国保会計繰り出し金の精算分の減、1億8,000万円、繰越金の減、約6億5,800万円、財産収入の減、約2億9,700万円、歳出で、退職手当組合特別負担金の減、約2億5,500万円、地域振興基金積立金の一般財源分の減、2億円、介護特別会計繰り出し金の減、約2億7,100万円、投資的経費の増、5億円、公債費の増、約4億3,600万円などで、約16億8,900万円の財源不足が増加する見込みでございます。

恐れ入りますが、前のページをお願いいたします。平成19年度のA欄でございます。歳入マイナス歳出に記載いたしておりますように、約38億8,600万円の財源不足が見込まれたところでございます。下から2段目のH欄の行革後の一般会計における単年度収支でございますが、平成19年度は20億3,600万円の財源不足となり、順次減少し、平成22年度にはおおむね単年度収支のバランスがとれるように予想いたしております。

今回のシミュレーションには記載いたしておりませんが、平成28年度以降につきましては、合併によります交付税の特例措置がなくなり、毎年20数億円の減少となりますので、このことを念頭に置いて今後の行財政運営に当たっていかなければならないというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、行財政改革の推進について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑については、本委員会に係るものについて行っていただきますよう、お願いします。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

以上をもちまして総務委員会を散会いたします。